官報号外　昭和二十三年十二月二十四日　参議院会議録第二十号（附録）

官報 号外

昭和二十三年十二月二十四日

○第四回国会　参議院会議録第二十号（附録）

○質問主意書及び答弁書

事業所得に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月一日　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

事業所得に関する質問主意書

一、清涼飲料水業者はその製品がいずれも課税対象となつているのでその事業所得は原料材料の仕入高及び販賣高によつて殆んど明瞭であるのに事業所得の査定が苛酷であるのは如何なる事由によるのか。

二、清涼飲料、嗜好飲料は購買力の低下からその製品が㊙價格を割つて販賣せられているのに所得税の査定の場合㊙價格を基準として査定するため、過重なる所得決定となつてあらわれていると思うが実情はどうか。

三、政府は㊙價格を割つて販賣せられている製品についても㊙價格で販賣したものとみなして、賣上高を算定せしめているのではないか、また賣上高で算定するよう出先官廳に通牒したことはないか、あればその写を添附されたい。

四、昭和二十二年度及び昭和二十三年度の清涼飲料及び嗜好飲料製造業者関係の左の調査書類を提出されたい。

1　各財務局単位に品種別、月別生産高集計、㊙價格によるその金額及び税額、実際販賣價格によるその金額及び税額

2　各財務局単位に各期別予定申告額及びその更正決定額

3　各財務局単位に各品種別製造業者数

内閣参甲第一九七号

昭和二十三年十二月十日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出事業所得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出の事業所得に関する質問に対する答弁書

清涼飲料税課税石数等調

昭和二十二年度

財務局名	課税石数 手持品課税石数
東京	五三、六三二
大阪	七〇、八〇七
札幌	三、四二四
仙台	五、一六五
名古屋	七、〇〇〇
廣島	二、七六六
高松	九、四六一
熊本	三、〇〇六
計	三三〇、三四四

備考　本表は、課税石数であるが、せられるのでこれを提出する。

昭和二十三年度自三月至九月

課税石数 手持品課税石数	製造業者数（昭二三、三、末日現在）
一四九、六三二 石	一四〇
五三、五四四	一九二
四、五九四	一〇
七、五〇二	一五五
二四、二九	一二七
三、七五	一四二
七、〇二一	一〇
三二、八〇六	八
一九、八〇八	一四九
生産石数 一、一〇六	一二〇
生産石数 八六〇	八六〇

生産石数はこの石数により大体推計

清涼飲料税納税に関する質問主意書

一、清涼飲料水業者の事業所得の査定については、所得税法の規定により適実な所得計算を行うよう努めている。

二、所得計算を行う場合は、收入金額及び必要経費とも実際の金額によつているから、㊙價格割れを㊙價格で計算したため過重となるようなことはない。

三、質問のような事実はない。

四、質問事項中現に纒つている計数は、次のとおりである。

清涼飲料税納税に関する質問主意書

一、酒類製造業者には酒類製造石税延納の必要ある場合担保物件を担保として延納し得る法的措置がなされているのに清涼飲料税の場合このような延納措置が講ぜられていないのは不合理だと思うが如何なる事由によるのか。

二、酒類造石税の場合と同様清涼飲料税の場合も担保物件による延納措置を講ずるのが金融逼迫の際適切と思うが政府の見解如何。

内閣参甲第一九八号

昭和二十三年十二月十日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出清涼飲料税納税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出清涼飲料税納税に関する質問に対する答弁書

間接國税中砂糖消費税及び編物消費税については、製造場から課税物品を引取る際ちに納税義務が発生するため、又酒税及び物品税については、清涼飲料税と同じく製造場から移出した翌月末日が納期であるが、比較的大規模な製造者があつて一ケ月の税額も相当多額に上るため、それぞれ担保提供のときは徴收猶予を認めているのであるが、物品税についてはそのような利用者は殆んど皆無であり又酒税についても大規模の設備を有するごく少部分の製造者に過ぎない狀況である。これに加うるに去る八月から所謂庫出証明手形により金融機関から税額相当額の融資をする途を開いている今日においては担保提供による徴收猶予の規定を設けることは実際問題としてそれ程積極的意味をもつものとは考えられない。

しかし他の間接國税との権衡上及び最近における清涼飲料税の税負担の狀況から考えて、本制度の設定については、なお充分研究いたしたい。

清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月一日　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書

一、清涼飲料用壜容量の検定は各財務局毎にこの容量を統一実施しているものの如くであるが、同一壜型の査定に於て各財務局の査定容量に差異が出来ている様に思うが、その理由如何。

二、壜容量検定の場合、新壜使用者と古壜使用者との容量に差等が出来ているのが実情であるが、例えばサイダー一合壜の場合新壜使用者は一合九勺又は一合九勺五才、前者はキリン型の場合、後者はミツヤ型の場合）とせられ、同一壜型を古壜使用者の容量査定を二合に等しているが、これは明かに実情に即さないと思うので、古壜使用の場合も同一壜型内容量のものは新壜内容量と同一に取扱うべきである。

当局の見解を明かにせられたい。

三、清涼飲料は容量に依つて清涼飲料税を課税されているので同一壜型内容量のものにして各財務局又は各税務署に於て恣意的に容量が決定されれば課税の公平を欠く事になると思うが政府の見解如何。

四、清涼飲料は一種、第二種徴税の場合、税務署の恣意的査定に基き過重なる査定をしていた事が再査定に依つて明かにされた場合政府は超過徴税分を拂戻さなければならないと思うが見解如何。

五、以上各項に対し正確なる答弁を求むると共に当局のとるべき措置にして通牒等を発せられる場合はその写を添附せられたい。

六、尚清涼飲料業者は概ね中、小以下の零細業者であるからその監督の場合に於て苛酷に亘らざる様懇切叮嚀でなければならないのに弱い者いじめの感がある。出先税務官吏に対しこの様な態度をとらざる様注意を喚起せられたい。

内閣参甲第一九九号

昭和二十三年十二月十日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出清涼飲料用壜容量検定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

参議院議員板野勝次君提出清涼飲料用壜容量検定に関する質問に対する答弁書

清涼飲料用壜の容量は、実測による各財務局で容量の統一を必要とつて居るのは、徴税事務執行上右に述べた実測の結果その管内における平均容量を算定し、若干の切り上げ切り下げを行い、その管内の取引の実情に即するよう運用しているわけである。

故に、同一容量の新壜と古壜とでその課税基準容量に差異があつたり又各財務局各税務署において恣意的に容量が決定されるが如きことは、あり得ない。

重要外交に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月二日　小川友三

参議院議長松平恒雄殿

重要外交に関する質問主意書

現下の日本の衣、食、住共に不足し今後数年はさらに決定的になる。一人の餓死者も出さないことが善政が現政府の御政見と信ずる。が現下の日本は連合国の理解ある政策により赤字貿易にても貸し越しの俸大なる慈愛に浴している。第一の恩恵を受けて敬すべき国は政府は何国と思うか。本員は米国であると思うが処見を問う。しからば米国に対し一層の外交上の敬意を表示すべきであるがその方法等の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参甲第二〇〇号

昭和二十三年十二月十一日　内閣総理大臣　吉田茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出重要外交に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出の重要外交に関する質問に対する答弁書

現下の日本は米国に対し、政府の大なる援助のおかげで、国民と共に感謝している。

右の質問に対し速かなる具体的答弁を要求する。

内閣参甲第二〇一号

昭和二十三年十二月十四日　内閣総理大臣　吉田茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員中野重治君提出旧陸海軍所有の樂器処置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

旧陸海軍所有の樂器処置に関する答弁書

旧陸海軍の所有せる樂器類で連合軍に一旦接収された後返還を受けたものが有るか否かは不明であるが、もし有るとするもその受領処理は凡て地方廳に委任し、雑品として整理せしめることとなつて居り、只今のところ品目、数量、処理状況等を確知していないので至急調査の上御報告することとし致したい。

引揚補導に当る厚生省官吏についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月七日　細川嘉六

参議院議長松平恒雄殿

引揚補導に当る厚生省官吏についての質問主意書

右に関し昭和二十三年十一月十六日参議員の提出せる質問主意書に対し十一月三十日内閣参甲第一七四号をもつて答弁があつた。右答弁書により職務は明かになつたが所謂復員官並び各個人の引揚港における援護局部課長の経歴は示されていない。重ねて右の点につき政府の答弁を要求する。

内閣参甲第二〇二号

昭和二十三年十二月十四日　内閣総理大臣　吉田茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員細川嘉六君提出引揚補導に当る厚生省官吏についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員細川嘉六君提出引揚補導に当る厚生省官吏についての質問に対する答弁書

局名	現官職	氏名	経歴
函館事務官（二級）	次長	加藤等	
	事務官（二級）総務部長総務課長事務取扱	野本琢民	
			早稲田大学政治経済学部卒業
			廣島縣属（内務部勤務）
			地方警視（高知縣警察部勤務）
			地方事務官（山口縣総務部地方課長兼知事官房文書課長）
			和歌山縣書記官（学部部長）
			陸軍司政官（緬甸軍政監部附）
			内務書記官（大臣官房勤務）
			宮城縣部長（経済、経済第二、教育民生部長）
			厚生事務官
			函館引揚援護局勤務（次長）
			小樽北海商業学校卒業
			後志支廳財務書記
			北海道廳属（室蘭支廳勤務）
			北海道廳社会主事補
			陸軍司政官（爪哇軍政監部附）
			地方事務官（北海道廳教育民政部勤務）
			宗谷支廳長
			厚生事務官
			函館引揚援護局勤務（総務部長）
	事務官（二級）	経理課長	奥村昇司
			樺太廳属（泊居支廳勤務）
			眞岡支廳勤務（財務課長）
			樺太廳医院書記（豊原医院勤務）
			廳須取支廳勤務（財務課長）
			同（税課長）
			同（会計課長）
	事務官（二級）	涉外課長	神門正之
			厚生事務官
			函館引揚援護局勤務（経理課長）
			北海道廳立札幌第一中学校卒業
			函館地方裁判所書記
			檢事局書記
			高等裁判所司法檢察官
			函館司法保護委員会幹事
			函館引揚援護官補（主事代理）
			引揚援護局勤務（涉外課長）
			樺太廳属（豊原支廳勤務）
			函館引揚援護局事務補佐員
			同　資材課長心得
			專修大学專門部計理科中退
			樺太廳属（内務部勤務）
			廳者支廳殖産部勤務
			厚生事務官
			函館引揚援護局勤務（食糧課長心得）
			早稲田大学專門部法律科卒業
			樺太廳属（内務部勤務）
			樺太廳事務官
			警察部勤務（勤労課長）
	臨時職員（二級同格）	資材課長心得	伊藤勝彌
	事務官（三級）	食糧課長心得	藤森國雄
	事務官（二級）	業務部長	高木實

事務官（二級）援護課長　武田秀治
軍需省軍需管理部勤務
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（業務部長）

事務官（二級）輸送課長　藤崎寅雄
山形縣嘱（牧入官吏）
東京警視廳嘱（労務監督官補）
北海道廳嘱（経済第二部勤務）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（援護課長）

技官（二級）検疫所長　田村正
樺太廳巡査
樺太廳警察署勤務（警察部勤務）
樺太廳警察署巡査部長
樺太廳警部補（憲須取警察署勤務）
樺太廳警部（警察部勤務）
本斗警察署長
警察部刑事課長
樺太廳警視（憲須取警察署長）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（輸送課長）

北海道帝國大学医学部卒業
医学部第一外科副手嘱託
社会局技師
厚生技師（傷兵保護院勤務）
軍事保護院技師
軍事保護院業務部勤務
陸軍司政官（十六軍政監部附）
厚生技官（医務局勤務）
函館引揚援護局勤務（検疫所長）

事務官（二級）庶務課長　杉山憲治
静岡縣掛川中学校卒業
内務嘱（衛生局勤務）
厚生嘱（体力局勤務）
興亜院嘱（文化部勤務）
海軍書記（南西方面海軍民政府附）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（検疫所庶務課長）

技官（二級）得　検疫課長心　天坂正男
明治薬学専門学校卒業
鉄道局技手（札幌鉄道局勤務）
海務局薬剤手（函館海務局勤務）
兼任海務官補（函館海務局勤務）
厚生技官
函館引揚援護局勤務（検疫課長）

事務官（二級）医療課長　菱沼吉巳
日本大学医学部卒業
陸軍三等軍医
近衛歩兵第四聯隊附
宇都宮陸軍病院附
陸軍々医学校卒業
第十方面軍々医部員（陸軍々医少佐）
北部軍管区司令部附
第一復員官（北部復員監部附）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（医療課長）

事務官（二級）復員部長　加納榮造
陸軍士官学校卒業
歩兵第十二聯隊附
近衛歩兵第二聯隊附
近衛師團副官
独立守備隊副官
独立歩兵第六大隊長
北部軍管区司令部附（陸軍大佐）
第一復員官（北部復員監部附）
復員事務官（北部復員連絡局局員）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（復員部長）

事務官（二級）庶務課長　田村管吉
陸軍士官学校卒業
歩兵第二十七聯隊附
歩兵第二二五聯隊中隊長
陸軍大学校卒業
参謀本部附
野戰鉄道参謀
第六方面軍参謀
第二総軍参謀
北部軍管区司令部附（陸軍少佐）
第一復員官（北部復員監部附）
復員事務官（北部復員連絡局局員）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（復員部庶務課長）

臨時職員（二級同格）調査課長　高橋喜代次
陸軍士官学校卒業
歩兵第三十六聯隊附
陸軍予科士官学校区隊長
旭川歩兵第二十六聯隊中隊長
同　副官
歩兵第二三六聯隊大隊長（陸軍少佐）
南方軍総司令部附光機関高級副官
第一復員官（函館上陸地支局附）
事務補佐員
函館引揚援護局勤務（復員部調査課長）

事務官（二級）長　第一復員課　青島靜夫
陸軍士官学校卒業
輜重兵第十一大隊附
第四野戰船舶廠長（陸軍少佐）
第一復員官（北部復員監部附）
復員事務官（北部復員連絡局局員）
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（復員部第一復員課長）

事務官（二級）長　第二復員課　山本信六
海軍大学校卒業（機関学生）
呉鎮守府附
第百一海軍燃料廠総務部部員
大湊警備府参謀兼第十三航空艦隊参謀（海軍中佐）
復員事務官（駆逐艦船部長）

函館上陸地連絡所長
厚生事務官
函館引揚援護局勤務（復員部第二復員課長）

舞鶴

（二級）事務官　大長　宇野末次郎
東京帝國大学法学部法律科卒業
拓務属（管理局勤務）
台湾総督府地方警視（高雄州勤務）
台湾総督府地方理事官（台中州勤務）
拓務事務官（大臣官房勤務）
拓務書記官（拓北局青年課長）
満州事務局開拓課長
地方引揚援護局（大長）
佐世保引揚援護局勤務（大長）
舞鶴引揚援護局勤務（大長）

（二級）事務官　総務部長　大田吾郎
九州帝國大学法文学部卒業
南洋廳属（官房勤務）
朝鮮総督府理事官（内務部勤務）
朝鮮総督府事務官（鉱工局勤務）
地方事務官（寧楽郡総書課長）
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務

（二級）事務官　総務課長　八向齋
樺太廳属（教育支廳勤務）
舞鶴引揚援護局嘱託
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務（検疫所庶務課）

（二級）事務官　経理課長　田中半治
京都府峰山職業紹介所勤務
京都府内政部勤務
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務

（二級）事務官　物資課長心得　佐藤喜一
秋田鉱山専門学校冶金科卒業
海軍技手（舞鶴海軍工廠造機部勤務）
舞鶴引揚援護局嘱託
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務

（二級）事務官　業務部長　井家伊作
朝鮮総督府道巡査
仁川警察署巡査部長
朝鮮総督府道警部補（京城本町警察署勤務）
朝鮮総督府属（警務局勤務）
朝鮮総督府道警視（全羅南道勤務）
厚生事務官
下関引揚援護局勤務
舞鶴引揚援護局勤務

（二級）事務官　援護課長　狩野謙重
朝鮮総督府巡査
朝鮮総督府巡査部長
朝鮮総督府城津警察署長
朝鮮総督府道警視
京城西大門警察署長
仁川警察署長
下関引揚援護局仙崎出張所嘱託
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務
朝鮮総督府全羅北道属（内務部産業部貧民部）
舞鶴引揚援護局嘱託
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務
海軍機関学校卒業
第二復員官（任海軍中佐）
厚生事務官
舞鶴引揚援護局嘱託（業務部輸送課長）

（三級）事務官　収容課長心得　木下正明
長崎医科大学卒業
第二十七駆逐隊附
各艦軍医長
第三防備隊軍医長兼分隊長（任海軍々医大尉）
厚生技官
字品引揚援護局大竹出張所勤務
舞鶴引揚援護局勤務

（二級）事務官　庶務課長　嶋田修
京都府拓務主事補（内政部勤務）
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務

（二級）技官　検疫課長兼検疫病院長　松尾孝雄
慶應義塾大学医学部卒業
横須賀鎮守府附
第十一駆逐隊軍医長
平海兵團軍医長（任海軍少佐）
厚生技師
地方引揚援護局援護官補
舞鶴厚生技官
舞鶴引揚援護局検疫所勤務

（二級）技官　医療課長　竹谷精一
南満医学堂卒業
関東州廳内務部学務課勤務
関東州廳技師（セレベス民政部々員）
舞鶴生技官
引揚援護局検疫所勤務

（二級）事務官　復員部長　一色正雄
陸軍士官学校卒業
歩兵第三十七聯隊機関銃中隊長
独立守備歩兵第五大隊副官
第二十六師團参謀
第二十七師團参謀長（任陸軍大佐）
中部復員連絡局嘱託
舞鶴上陸地支局勤務
厚生事務官
舞鶴引揚援護局勤務

（二級同格）臨時職員　庶務課長　押田敏一
陸軍士官学校卒業
独立歩兵第十一聯隊中隊長（任陸軍大尉）

事務官（二級）第一復員課長　大熊初五郎
陸軍士官学校卒業
舞鶴引揚援護局復員部勤務
第一復員官
舞鶴上陸地支局嘱託
舞鶴引揚援護局復員部勤務

事務官（二級）第二復員課長　田邊常雄
海軍機関学校卒業
第二相模海軍航空隊教官
舞鶴鎮守府出仕（任海軍少佐）
舞鶴地方復員局総務部々員
復員事務官
舞鶴地方復員業務処理部附
舞鶴引揚援護局復員部勤務
騎兵第十三聯隊中隊長
第百五十三師団参謀長（任陸軍中佐）
第一復員官（中部復員監部附）
地方引揚援護局援護官
舞鶴引揚援護局復員部勤務

事務官（二級）調査課長　上田均
陸軍士官学校卒業
歩兵第六聯隊中隊長（任陸軍少佐）
第一復員官（中部復員監部々員）
復員事務官（舞鶴上陸地支局勤務）
中部復員連絡局勤務
厚生事務官
舞鶴引揚援護局復員部勤務

事務官（二級）給與課長　天野莊一
陸軍士官学校卒業
歩兵第三十七聯隊補充隊副官（任陸軍少佐）
第一鉄道司令部々員
復員事務官（中部復員監部附）
厚生事務官（中部復員連絡局々員）
舞鶴引揚援護局復員部勤務

佐世保

事務官（二級）大臣官房総務課長事務取扱　笠島角次郎
京都帝國大学卒業
福井県社会事業主事
福井県鯖江保館長、社会館長
長崎県大分県社会事業主事
大分地方事務所
地方引揚援護局援護官
厚生事務官
佐世保引揚援護局勤務

事務官（二級）総務課長　北口平市
長崎県師範学校本科第一部卒業
長崎県師範学校訓導
佐世保市主事
佐世保市議勤務
佐世保市参事
厚生事務官
佐世保引揚援護局勤務

事務官（二級）経理課長　佐藤進
大分県立農学校卒業
神戸市厚生事務官（内政部）
西館引揚援護局勤務
佐世保引揚援護局勤務

事務官（二級）施設課長　石津久
法政大学専門部卒業
拓務属（満州事務局）
厚生事務官
佐世保引揚援護局勤務

事務官（二級）薬務部長　末松寅男
福岡県立豊津中学校卒業
滋賀県属（内務部勤務）
廣島県属（内務部勤務）
内務属（警保局勤務）
厚生属（体力局勤務）
地方事務官（鹿児島県総務部、学務部、地方事務所長）
同（岐阜県勤務）
地方引揚援護局援護官
舞鶴引揚援護局勤務
佐世保引揚援護局勤務

事務官（二級）援護課長　堀江菊次
長崎県属（学務部勤務）
地方引揚援護局援護官
佐世保引揚援護局勤務
陸軍士官学校卒業、
聯隊中隊長
聯隊副官
第七聯隊副官
第一師團兵器部々員
騎兵学校材料廠長（任陸軍少佐）
佐世保復員官（西部復員監々部）
上陸地支局附
佐世保引揚援護局勤務

事務官（二級）輸送課長　河野直
東京日本医学校卒業
唐津町鮎川病院勤務
警視庁防疫員並に防疫医
医学博士学位授與
税関医官（神戸税関勤務）
第一船舶輸送司令部附
神戸海務局勤務
引揚援護技師
下関引揚援護局勤務
佐世保引揚援護局勤務

技官（二級）検疫所長　安住武八

技官（二級）検疫課長　小尾勳
長崎医科大学卒業
長崎医科大学細菌学教室勤務
医学博士学位授與
健康保険組合聯合会療養所長
厚生技官
佐世保引揚援護局勤務

技官（二級）医療課長　植田貞三
台北帝國大学医学部卒業
海軍々医見習士官

事務官（二級）　復員部長兼第一復員課長　橋本能吾

事務官（二級）　第二復員課長　小林敬四郎

事務官（二級）　庶務課長　石橋定

局名　函館

官職　艦船乗組員（復員官）経歴名簿

氏名

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　湧川淳三

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　中島浩

海軍々医学校普通科卒業
佐世保鎮守府勤務、艦乗組、軍医長
厚生技官
佐世保引揚援護局勤務

陸軍士官学校卒業
歩兵第四十七聯隊中隊長
同　大隊副官
歩兵第八聯隊機関銃隊長
歩兵第七旅団副官
台湾歩兵第二聯隊補充隊長（任陸軍大佐）
第一復員官（西部復員監部々員）
佐世保上陸地支局長
厚生事務官
佐世保引揚援護局勤務

海軍兵学校卒業
陸月砲術長兼分隊長
舞鶴海兵団副官
佐世保鎮守府軍法会議判士（任海軍中佐）
復員事務官
佐世保地方復員残務処理部佐世保上陸地連絡所長
厚生事務官
佐世保引揚援護局復員部勤務

陸軍士官学校卒業（少尉候補者）
独立混成第七旅団砲兵隊附
独立混成第七旅団砲兵中隊長
船舶砲兵第一聯隊中隊長
船舶砲兵第一聯隊副官
第一復員官（陸軍少佐）
西部復員監部々員
厚生事務官
佐世保引揚援護局勤務

経歴

陸軍士官学校卒業補歩兵第七十三聯隊附
補歩兵第十三聯隊中隊長
補東部軍司令部附
補大阪陸軍幼年学校生徒監
補横浜聯隊区司令部附（任陸軍少佐）
浦賀上陸地支局附嘱託
佐世保上陸地支局勤務
函館上陸地支局勤務

陸軍航空士官学校卒業補一〇七教育飛行聯隊附
補第一四教育飛行聯隊整備隊長
補第五航空軍司令部附
補明野陸軍教導飛行師団附（任陸軍大尉）

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　松田信二郎

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　中井小太郎

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　伊藤博夫

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　宇野守道

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　敷波久富

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　戸田利勝

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　佐藤弘

海軍上陸地支局嘱託
函館上陸地支局勤務

現役兵として歩兵第三十二聯隊に入隊
下士官将校として中隊附諸勤務
補船舶工兵第三十九聯隊付（任陸軍大尉）
東部復員監部に配属嘱託
函館上陸地支局勤務

現役兵として歩兵第十二聯隊入隊
現役下士官予備役将校として服務
補歩兵第一二聯隊中隊長（任陸軍大尉）
住友化学工業株式会社勤務
仙崎上陸地支局附嘱託
函館上陸地支局勤務

仙台陸軍飛行学校卒業補第一六飛行場大隊附
補第四六航空地区司令部附（任陸軍中尉）
補広島聯隊区司令部附（任陸軍中尉）
広島地方世話部附嘱託
広島陸地支局配属
函館上陸地支局勤務

明治大学卒業
近衛軍兵第二聯隊補充隊に入隊
補輸送隊第二十七大隊附（任陸軍少佐）
浦賀上陸地支局配属嘱託
佐世保上陸地支局勤務
函館上陸地支局勤務

陸軍兵科見習士官を命ず西部軍管区司令部附
佐世保重砲兵聯隊附（任陸軍少尉）
田辺上陸地支局附嘱託
広島陸地支局勤務
函館上陸地支局勤務

陸軍士官学校卒業
下志津陸軍飛行学校卒業補独立飛行第十九中隊附（任陸軍中尉）
博多上陸地支局附嘱託
函館上陸地支局勤務

仙台陸軍教導学校卒業
現役下士官として服務
明野陸軍飛行学校卒業飛行第七聯隊附（任陸軍少尉）
第一復員官補航空本部残務整理部西部支部附
補西部復員監部博多上陸地支局に配属嘱託

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　村上貞夫

一、廣島上陸地支局勤務
一、陸軍士官学校卒業補闕東軍歩兵第三幹部教育隊区隊長
一、補仙台陸軍予備士官学校区隊長
一、補神戸聯隊区司令部附（任陸軍中尉）
一、舞鶴陸地支局附嘱託
一、函館上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　横山龍郎

一、拓殖大学卒業
一、現役兵として西部第三十三部隊入隊兵科見習士官を命ず
一、陸軍航空本部附
一、独立第二一六整備中隊長（任陸軍中尉）
一、廣島上陸地支局附嘱託
一、函館上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　飯田彭七郎

一、大阪専門学校卒業
一、現役兵として野戦重砲兵第二聯隊に入隊
一、幹部候補生として採用高射砲第一二二聯隊附（任陸軍少尉）
一、廣島上陸地支局附嘱託
一、函館上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　大浦公仁

一、大阪府立市岡中学校卒業
一、陸軍兵科見習士官を命ず
一、佐世保重砲兵聯隊附（任陸軍少尉）
一、田辺上陸地支局附嘱託
一、廣島上陸地支局勤務
一、函館上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　佐藤虎太郎

一、廣島縣立福山誠之館中学校卒業
一、現役兵として歩兵第一五四聯隊補充隊に入隊
一、独立歩兵第六八八大隊附（任陸軍少尉）
一、廣島上陸地支局附嘱託
一、函館上陸地支局勤務

舞鶴

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　向井憲太郎

一、陸軍士官学校卒業補闕重兵第八大隊附
一、補重兵第一大隊中隊長
一、補教育総監部附
一、陸軍自動車学校教官（任陸軍中佐）
一、舞鶴上陸地支局嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　森田大平

一、陸軍士官学校卒業補野砲兵第二十五聯隊附
一、補野砲兵第二十五聯隊中隊長
一、補山砲兵第五十五聯隊大隊長
一、福岡聯隊区司令部附（任陸軍少佐）
一、博多上陸地支局附嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　板野博

一、陸軍士官学校卒業野戦重砲兵聯隊附
一、補野戦重砲兵第二聯隊中隊長
一、補佐世保重砲兵聯隊補充隊長（任陸軍中佐）
一、廣島上陸地支局嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　都井進

一、陸軍士官学校卒業補電信第三聯隊附
一、補第十三軍参謀部附
一、補船舶通信隊長
一、廣島船舶通信第六大隊附（任陸軍少佐）
一、舞鶴上陸地支局嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　臼井小市

一、陸軍士官学校卒業補歩兵第七十聯隊附
一、補歩兵第七十聯隊中隊長
一、補第三十五師団参謀部附
一、補歩兵第四十聯隊大隊長（任陸軍大尉）
一、舞鶴上陸地支局附嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　上島茂

一、大阪府立住吉中学校卒業甲種幹部候補生採用
一、補第五聯隊附（任陸軍大尉）
一、舞鶴上陸地支局嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　笹倉敏彦

一、陸軍士官学校卒業補飛行第二聯隊附
一、補所沢陸軍飛行学校教官
一、補敦賀第十八飛行教育隊中隊長
一、補第十一師団司令部々員
一、補第四十一飛行教育隊長（任陸軍少佐）
一、廣島上陸地支局附嘱託
一、舞鶴古賀上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　杉村義一

一、陸軍士官学校卒業
一、補陸軍歩兵第十六聯隊補充隊附
一、補軍防空学校教導聯隊附
一、補宗良聯隊区司令部附（任陸軍大尉）
一、任第一復員官中部復員監部々員嘱託
一、廣島上陸地支局勤務
一、舞鶴名古屋上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　市田金右衛門

一、陸軍士官学校卒業補旅順重砲兵聯隊附
一、補独立高射砲第十二大隊中隊長（任陸軍大尉）
一、廣島上陸地支局附嘱託
一、舞鶴上陸地支局勤務

二級扱　臨時職員　艦船乗組員　林富男

一、仙台陸軍飛行学校卒業
一、補陸軍気象部附
一、補朝鮮京城第四陸軍気象部附（任陸軍中尉）

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　山本富吉
一、廣島上陸地支局附囑託
舞鶴上陸地支局動務
一、福井縣立教員養成學校卒業
一、現役兵として歩兵第十九聯隊に入營
一、現役下士官並に予備役將校として服務
一、補充兵第十九聯隊中隊長（任陸軍中尉）
一、舞鶴歩兵第十九聯隊附囑託
舞鶴上陸地支局動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　近田正穂
一、慶應義塾大學經濟學部卒業
一、甲種幹部候補生に採用
一、補各務原陸軍航空廠附（任陸軍少尉）
舞鶴古屋上陸地支局附囑託
舞鶴上陸地支局動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　村島實
一、茨城縣立水戸商業學校卒業
一、甲種幹部候補生に採用
一、補第二二〇六部隊附（任陸軍少尉）
舞鶴鹿兒島上陸地支局附囑託
舞鶴上陸地支局動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　高安晉吉
一、陸軍士官學校卒業
一、補騎兵第八聯隊附
一、補騎兵第十一聯隊中隊長
一、補騎兵第二十聯隊附
一、補北支方面軍司令部附
一、補充兵第十聯隊中隊長
一、補軍馬補充部高崎支部員
一、補近衛第三師團附官
一、補騎兵第九十三聯隊長（任陸軍中佐）
舞鶴廣島上陸地支局附囑託
舞鶴上陸地支局動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　井上慶治
一、歩兵第一下士官候補者隊卒業
一、独立歩兵守備第二十大隊附
一、現役准士官下士官として前記部隊に勤務（任陸軍准尉）
舞鶴上陸地支局附囑託同動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　吉田光
一、宮崎縣立延岡中學校卒業
一、現役兵として歩兵第二十三聯隊に入隊
一、現役准士官下士官として服務
舞鶴上陸地支局動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　井上武治
一、長崎縣立大村中學校卒業
一、現役兵として近衛師團千葉氣球隊に入隊
一、現役准士官下士官として氣球隊に於て
動務
一、南滿陸軍兵器補給廠附
一、軍需品輸送班長として福井縣敦賀港へ
派遣（任陸軍中尉）
舞鶴上陸地支局附囑託
舞鶴上陸地支局動務

二級扱
臨時職員　艦船乘組員　諫山末雄
一、朝鮮總督府農林學校卒業
一、現役兵として歩兵第二十四聯隊へ入隊
一、補充兵
一、幹部候補生採用
一、豊橋陸軍予備士官學校卒業
一、補歩兵第五十聯隊附
一、補關東軍防衛司令部參謀部附
一、丁種學生として陸軍士官學校卒業
一、補独立混成第十六聯隊大隊長（任陸軍少佐）
一、博多上陸地支局附囑託
舞鶴上陸地支局動務

佐世保
艦船乘組員はない。

田畑小作料改正に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月八日　木檜三四郎

參議院議長松平恒雄殿

田畑小作料改正に関する質問主意書

余は小作料の改正を速かに実行すべき事を左記の実例を挙げて政府に質問した。

農林大臣の告示せる小作料金は左の通り

		昭和二十三年九月買入値段	關値
米	一石	五五・〇〇円	二〇、〇〇〇円
大麦	一石	三四・三〇	三、〇〇〇
小麦	一石	四四・四五	五、〇〇〇
大豆	一石	四五・八八	三、〇〇〇
米	一石	三、五五〇・〇〇円	二〇、〇〇〇円
大麦	一石	一、五六〇・三〇	三、〇〇〇
小麦	一石	二、二四〇・五五	五、〇〇〇
大豆	一石昨年産	一、四〇三・三〇	三、〇〇〇

然るに政府は二十一年の小作料は当時の米價より若干上廻つた石当り七十五円だ、これが当然の帰結であると答弁せられたが二十一年の公定米價は石当り五百五十円である。

衆議院はこの政府公定の石五百五十円は安過ぎると称し衆議院の食糧対策委員会は二十一年十二月二十一日左の決議をして政府に提出している。

一、米價石当り五百五十円はかなり低位にある事実は否み得ず。

政府は肥料、農機具、農用資材を引下げる措置を断行すべし。

二、政府は供出、集荷、繰送各部間の悪條件を打開し遅配、其他食糧配給不調の発生を未然に防止すべし。

三、政府は増産、供出の昂揚を期し之が裏付として肥料其他農用資材の配給確保につき特別の対策を講ずべし。

政府は本決議其他実際を調査した結果

二十二年の米價石当り千七百円に値上げした。

二十三年は更に値上げして石当り三千五百九十五円にした。

即ち政府答弁の二十一年小作料石当り七十五円は当時米價の上廻り値段である之れが当然の帰結であると答えられたが虚偽も甚しと云うべきである。

如上の事実に照らし殆んど只の安値の小作料金を地主は二十一年より二十三年十二月の今日に至る迄受取ねばならぬ、しかして政府は厳禁して居る従つて地主は米、麦、大豆を入手せんとするには高き闇値に非ざれば主食物を獲得する事が出來ぬ。政府は國民を差別待遇する意図を有するものでないと答弁せられたが、小作料金釘付けの如きは地主を差別待遇して居る実例である。即

ち小作料の極端なる安値は、地主を苦めるのみである。若し夫れ農林省農政課職員の月給を他の職員月給の倍俸あるに拘わらず二十一年当時の月給其儘に二十三年十二月の今日迄据え置いて、不平不満もなく公職に勤勉せらるるの忍耐あるか自己の身に反省して判断すべきである。

農林大臣一片の告示で小作料金を受取る地主は主食物を得る事が出来ない。これ等地主は今日問題たる公務員二百七十万人より多数の人達である。しかも之等地主は涙を呑んでこの不公平、不平等に甘んじて居る。新憲法は國民平等、財産権不可侵を規定して居るではないか。

若し夫れこれ等地主に労組の如き團体組織があれば一日たりともかかる政府の偏頗、不公平の行爲を許さぬものである。悲しい哉、地主に團体がない。唯一人一人孤立無援の狀態なるがために今の爲政家は訴えざるも迫らざるもこの不公平、不平等の点を救うだけの政治的手腕を持たぬ。一人所を得ざるも爲政者の罪であることを知らぬ。故に余は数千人の悲惨の地にあつて苦闘せらるる健全なる地主のために昨年以來数度に亘り小作料金の速急改正すべき所以を述べて政府に質問した訳である。

今や農家が米の收穫に当つてモミスリ一俵（玄米四斗入）の料金は四十八円乃至五十円である。

地主への小作料金玄米四斗入一俵は唯の三十円である。

今日東京において外食者の支拂う料金は一食三十円である政治は実際問題であることを忘れてはならぬ。

紙上答弁で胡麻かすことを能事としてはならない。

政府は賃金ベース三七九一円を五三三〇円ベースに改定せんとして議会の協賛を求めているではないか。

かかる事実に照らしても小作料金の極端なる釘附安値は地主に主食物を與えぬ惨酷な規定である。従つてかくの如き規定は新憲法下に一日も存在を許さぬものと信ず。

政府は虚偽の答弁を止めて速かに小作料金改定の意志ありや否や、ここに明答を要求す。

右に対し至急文書にて答弁せらるるよう要求する。

内閣参甲第二〇三号
昭和二十三年十二月十四日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員木檜三四郎君提出田畑小作料に関する質問に対する答弁書

田畑小作料金の改定については前に答弁した通りであつて、これが改定の具体的方法及び時期については未だ公表できる段階に達していない。

京都市において発生せるジフテリヤ予防接種副作用による災禍に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月九日
カニェ邦彦

参議院議長松平恒雄殿

京都市において発生せるジフテリヤ予防接種副作用による災禍に関する質問主意書

今回京都市において発生したジフテリヤ予防接種副作用による災禍はこれまでに類例のない処であつて、その惨狀は実際現地を見たものでなくては想像することが出來ない狀態である。これが原因については既に当局において調査研究の結果その注射液に基因することが明らかにされ過日厚生省より発表された所である。

本予防接種の実施者である京都市は、予防接種法に基き当局の指示に基いて國家検定を受け配給されたワクチンを使用その間何等過誤なく実施したのであるが遂に此の災厄を惹起したもので、その責任が製造者にあり検定上誤りなかつたにしてもこれが製作の指導監督の責任は当然政府の免れ得ないものと断定する。

本月六日午後六時現在の患者の総数は八四七人に達し入院加療したもの一二五人（六日現在入院者は七六名）その他は通院治療中のものである。此の中死亡二十名であるが尚日日数名が次々に悲しい轉帰をとつていて、此の災禍が何処まで拡大して行くか全く予断を許さない狀態である。しかも両親は約一ヶ月に亘る看護に心痛のあまり身心共に疲労し看病に專念した関係上経済的にも行きずまりを生じ物心両面に困憊し法の根拠があるとかないとか、或は予算上の手続がどうであるとか論じている場合でなく救済に一日を争うことで此の際直ちに万全の措置を講ずることが眞に急務である本件は予防接種法が実施せられた最初であるためその國民に及ぼした反響は極めて大なるものがあり誠に遺憾に堪えない。

本法実施の前途又多難と云わなければならない。この事件は独り京都市のみの問題でなく國家の重大事件として取扱わねばならない。

政府は本件の重大性に鑑み今まで如何なる措置をとつたか、特に経費の点に就てどの程度の支出をされたか、又今後如何なる方法をもつてこれに対処するか考えであるか、この点質問する。

内閣参甲第二〇四号
昭和二十三年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員カニェ邦彦君提出京都市において発生せるジフテリヤ予防接種副作用による災禍に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員カニェ邦彦君提出の京都市において発生せるジフテリヤ予防接種副作用による災禍に関する質問に対する答弁書

一、今迄にとりたる措置

十一月九日事件の発生を知るや京都と電話連絡の上、その概要を聴取し、十二日大阪日赤医薬学研究所の該当製品の配給先を厚生省薬務局の台帳により調査の上、京都、滋賀、奈良、和歌山の四縣に使用中止の電報を発した。しかして直ちに予防局防疫課柴山技官及び予防衛生研究所ヂフテリヤトキソイド検定室主任黒川技官を現地調査並びにこれが対策のため京都、大阪にこれが出張せしめた。帰京せる黒川技官の材料と近畿駐在防疫官森田技官持参の京都市において使用せるワクチンの一部とにより、直ちに予防衛生研究所において化学、動物試験等の検査を開始した。

十六日予防衛生研究所において学識経験者特に小児科、外科、皮膚科、病理科、法医学、傳染病学等の各関係者の参集を求め当局より予防局長、薬務局長、以下係官出席し第一回調査会を開き、同時に現地調査員を派遣することを決定した。よつて十七日伺防疫課長、予防衛生研究所中村部長等現地調査員五名を京都、大阪に、又薬務局より審査課長友技官を出張せしめた。而して研究の結果が判明したので、二十五日東京、京都において今回の原因はワクチンの毒素より起つた旨の新聞発表を行つたのである。

事の重要性にかんがみ予防局長をして二十八日対策並びに現地調査のため出張せしめ、死亡者並びに病院入院患者に対し夫々弔慰並びに見舞を手厚く行わしめ、同夜島根縣に赴かしめた。

同局長は二十九日島根において知事、衛生部長と面談の後各保健所長の参集を求め、これが対策につき指示しなお入院患者の見舞をなし十二月一日大阪日赤医薬学研究所に赴き予防液の製造に関し厳重な調査を行つた次第である。他方薬務局においては十一月二十六日全國のヂフテリヤトキソイド製造所の主任技術者に作業記録携行の上、各個に出頭せしめ、作業経過の厳密なる再審査を行い作業に関し厳重な注意を與えた。

又大阪日赤医薬学研究所に対しては、その発疹チフスワクチンの製造中止を命じ、製薬課技官を現地に出張せしめて薬事法第四十六條に基き営業停止の指令を発せしめた。さきにヂフテリヤトキソイド使用中止を命じた四縣に対してはそのトキソイド全部を回收し予防衛生研究所に送付するよう打電せしめたのである。且又事の重要性にかんがみ十二月三日、四日の両日全國の生物学的製剤地方監視員を招集し二日間に亘り今回の事故の説明及び今後の監視の徹底を指示し更に監視に必要な技術的再教育及び実地見学を行つた。又各都道府縣衛生部長宛ヂフテリヤトキソイド、鵞チフス、パラチフス、発疹チフスワクチン、コレラワクチンの本省指令以外の移動については禁止する旨打電を行いヂフテリヤトキソイド基準専門委員会を開催し基準の強化について協議を行い各都道府縣知事宛大阪日赤医薬学研究所の各種ワクチン類の在庫調査を行わしめ全生物学的製剤の手持在庫量の調査を開始した。

続いて十二月十四日全國の生物学的製剤製造所の経営責任者、技術者、配給担当者を本省に招集し、製造その他について厳重な訓示を行つた。

なお患者の治療に関しては人工呼吸器の必要にかんがみ、G・H・Qの好意により借用の斡旋をなし、食糧、燃料、薬品等についても不足あるときは至急連絡するようにし自宅患者に対しては医師、保健婦、看護婦等をして巡回せしめるよう指示を與えている。

二、経費について

十一月十七日取り敢えず厚生大臣名を以て死亡者に対し香料として一千円宛入院患者に対し療養食二号及び三号を各一個宛見舞として送つた。

十二月十三日弔慰見舞金として各一人につき死者一万円重症者三千円軽症者千円を取敢えず京都に対し百三十五万四千円を、島根縣に対し四十五万円を持参した。

なお治療費として京都市に対し

異例的な補助をすることとし、目下その手続を鋭意進めている。

三、今後の対策について

生物学的製剤については、薬事法等によりかねてからその重要性を強調していろいろ処であつたが、今回の事故発生にかんがみこの種製造剤の供給を期するための種製造及び検定については概ね左記要領により急速な整備を行わんとするものである。

（一）製造について

イ　製造所の整備

全国の製造所の設備、技術、経営の実態を査察し設備、技術等の整備、改善をなさしめるとともに改善の見込のないものは整理する。

右の査察は昭和二十四年二月末日迄に完了するものとする。

ロ　製造技術者の再教育

厚生省において定期的な再教育練を行う。この訓練は昭和二十四年一月から開始し各種一目ごとに年二回を最低限として実施する。

ハ　製造所管理者との連絡強化

製造所経営者との連絡を保持しこの種製剤の重要性に対する認識を深からしめ製造所の充分な注意を喚起せしめるため協議会等を開催する。

第一回協議会は昭和二十三年十二月十四日に開催するも前述イの査察の結果をまち明年三月上旬第二回目を開催する。

（二）検定について

イ　現行の検定規則並びに基準を再検討して整備強化する。

ロ　検定機関の整備及び検定に要する資材の供給につき一層の努力をする。

（三）監視について

監視員の再教育を実施するとともに監視員制度について根本的に検討する。

以上の外今後必要に應じ所要の措置を講じ、かかる不祥事の万一にも起らぬように万全を期したい。

不正摘発賞正委員会に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月九日　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

不正摘発賞正委員会に関する質問主意書

一、官廳関係職員組合において不正摘発賞正委員会が設立されて不正摘発闘争を進めているが、高級官僚、政界、財界の結託による腐敗の現状は目にあまるものがある。

このときこの種委員会の設置による不正摘発闘争は強力に推進さるべきものと思うが、政府はこれに対していかなる見解をもつてのぞんでいるのか。くさいものに蓋をするために圧迫を加えているのではないか。

二、大ロヤミ脱税について大蔵省職員組合が摘発闘争をやろうとすると政府において圧迫を加え大ロヤミ脱税者を保護しているように思うがこのような大ロヤミ脱税の摘発こそ中小業者や農民に対する水増し徴税の必要をなくし税負担を軽減し、取引高税も即時撤廃し得る道となるので政府において大いに奨励すべきものと思われるのに、政府はこれと反対に、このような活動を抑制する方針ではないか。

以上の点について政府は警察及び行政官廳がこれを行うとの見解をとると言われると思うが、現在の政府機関が無力と怠慢による結果として現われた現象であることは、万人の認める所である。この時組合が官廳の民主化、行政の民主的強化を目的として、これを行うことは最も望ましいと考えられる。この点に関しては、吉田内閣総理大臣の施政方針演説に対する私の質問演説に対して吉田首相が答弁を回避しているので特に明解なる答弁を望む。

内閣参甲第二〇五号

昭和二十三年十二月十五日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出不正摘発賞正委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出不正摘発賞正委員会に関する質問に対する答弁書

官界の刷新と政界の浄化について

は、既に総理大臣の施政方針演説にも明示している通りその権限と責任のある機関によつて強力に綱紀粛正の方途を講ずる方針である。

一部政府職員組合がかかる不正摘発運動を行うことは、国家公務員法の制約もあり、又その摘発行動が行過ぎて不確実なる事実を流布する等個人の名誉及び自由を阻害した例もあつて適当とは思われない。

次に大ロ脱税について、全国財務労働組合において摘発を行おうとしたことがあるが、脱税の摘発はその権限と責任のない組合において行うことは妥当でない。

しかしながら大ロ脱税の摘発は政府の最も意を用いている所であつて、去る八月以来国税査察官制度を設けて大ロ脱税の徹底的捕捉に努め、既に相当の成績を挙げており、今後においても機構の活用により大ロ脱税の摘発を徹底したいと考えている。

國有鉄道の駅における宗教施設に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十日　來馬　琢道

参議院議長松平恒雄殿

國有鉄道の駅における宗教施設に関する質問主意書

昭和二十三年十二月七日「東京新聞」によると國鉄蒲田駅においては、乗降場内にクリスマスツリーを飾りつけ、駅員は「これで旅客の方に少しでもクリスマス気分を味つていただければ」と語つたと報道している。若し之が事実とすれば、憲法抵触の施設なりと思う。いうまでも無く日本國憲法は第二十條に「國及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定している。クリスマスツリーは、基督教の救世主耶蘇基督の誕生日を祝うために立つるもので、たとえそれが西洋諸國の年中行事に取入れられて西洋人にせよ、我國において、これを立つるに事は、救世主誕生祝賀の宣伝であつて宗教的活動の一種たる事は疑いない。蒲田駅のこの施設は憲法に抵触するものと思考する。政府は寺院神社等に公立学校生徒の團体立入にも憲法抵触を理由として禁止に近き指示を発しているようであるが蒲田駅のこの施設に対していかなる処置を講ぜらるるや明確なる答弁を要求する。

内閣参甲第二〇七号

昭和二十三年十二月十七日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員來馬琢道君提出國有鉄道の駅における宗教施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員來馬琢道君提出國有鉄道の駅における宗教施設に関する質問に対する答弁書

國有鉄道の駅頭にクリスマスツリーを飾りつけることは季節的装飾の一種と考えるから、それは宗教活動の一種であるとは思わない。

土地賃貸料と地租との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十一日　來馬　琢道

参議院議長松平恒雄殿

土地賃貸料と地租との関係に関する質問主意書

地代家賃には昭和十三年当時の金額を基礎として二三の改正を加えたが、これ以上に引上げてはならぬことになつているこれは土地賃貸価格等を標準としたものでなく当時の料金をそのままに押えたものである故に所謂正直者又は社会政策を考えていたために非常に低廉なる料金で賃貸していた者もあり不公平な処が多い、しかるに東京都においては本年の地租として賃貸価格の二倍を賦課して来た地主は大いに驚いてその負担を完納するよう勧めたが一方に禁止規定があるので刑罰を恐れる者はたとい借地人が同情してこれを支払うよう申出ても受領することが出来ない（家賃のことは今は融れない）宗教法人の代表者などは資産がありながら見す見す損失を受けねばならぬので去就に困難している政府はかかる事態に対し如何なる処置を取るのを適当と考えるか。

右質問に対し明確なる答弁を要求する。

内閣参甲第二一一号

昭和二十三年十二月二十日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員來馬琢道君提出土地賃貸料と地租との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員來馬琢道君提出土地賃貸料と地租との関係に関する質問に対する答弁書

地代の統制額は本年十月十一日より土地台帳法による賃貸価格に應じて改訂された。その統制額のうちには、地租等の公課に充てるためその標準賦課額（土地賃貸価格の二・四倍）と従来の手取額とが含まれているから標準賦課率以内で課税している限り問題はないがこれについては、実情を調査の上適当な措置を講じたい。

争議に対する地方官憲の不法関與に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十二日　中西　功

参議院議長松平恒雄殿

争議に対する地方官憲の不法関與に関する質問主意書

一、最近労働争議の頻発に伴い地方検察官察官憲の「不法な争議干渉行爲」及び「争議を労組側に著しく不利ならしめるような積極的消極的取扱」が極めて増加しているが、宮崎縣延岡市旭化成延岡工場の例をとれば

（イ）争議に直接関係ある組合側の傷害事件の告訴が今もつて不問に付されているにもかかわらず、右告訴事件に伴い発生した名誉キソン事件に関する会社側の告訴のみを起訴した事実。

（ロ）九月二十七日三十日十月十一日組合側の正当なる争議行爲としてのデモ、ピケットライン等に対し、鈴木検事、井上警察署長等地方官憲は刑法、軽犯法、暴力行爲取締法等の適用をもつて、威圧を加え、会社側の計画的挑発により生じた混乱に乗じて組合側のみの一方的検束をくりかえした事実。

（ハ）会社側の労働協約の一方的破棄、争議中の給料の差別支拂、組合文書の貼出制限等基準法、労組法、労調法等は会社及び官憲によつて、全く身勝手に解釈され、無視され、しかも労政当局もこれを認めている事実。

等数多の例があるが、これは単に旭化成に止らず、近時労働争議を通ずる問題である。

二、政府は

（イ）これらの事実を認めるか、各項別に回答されたい。

（ロ）このような地方官憲の不当な処置は今後、労働問題、ひいては日本民主化に極めて「重大な結果」を招くこととなるが、これを如何に考えるか。

（ハ）一般に地方官憲の（一）「関係法律の立法の趣旨の一方的且不当な拡大解釈」と、（二）「買收を前提とした官憲と会社側の意を通じた悪質な計画的行爲」は最近続々摘発されつつある財界、政界、官界の汚職行爲事件に徴して、極めて常識的に予見せらるるところであり、政府は当然その責任において、予め厳重に地方官憲に対し、戒しめておくべきであるが、このような処置をとつてあるならば、その事実を（一）、（二）各別に示されたい。もし怠つているならば、直ちに処置をなすべきであるが政府の所見如何。

内閣参甲第二一二号
昭和二十三年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員中西功君提出争議に対する地方官憲の不法関與に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西功君提出争議に対する地方官憲の不法関與に関する質問に対する答弁書

労働争議に伴い発生する刑事々件の処理について法令の励行による秩序の維持を目的とするとともに、厳正公平を旨とする方針を堅持すべきことは、検察官及び警察官に対して従来から絶えず注意を喚起して来ているところであり、最近における地方官憲の傾向として労働争議に対する不法な干渉及び労資に対する差別的取扱を行つているということは認められないと思う。

旭化成延岡工場の争議に伴い発生した事例については、今日までに名誉毀損罪又は暴力行爲等取締に関する法律違反として合計五名の労働者が順次起訴されていることは事実であるが労資双方の告訴は他になお数件あり、すべて現に捜査進行中であつて、関係当事者の如何によつて差別を加えているものとは認め難い。

又九月二十七日以降十月十一日迄の間における検挙は、同工場における二つの労働組合員の間において行われた暴行の現場において、現に暴行中の者を逮捕したものに過ぎない。

なお、労働者が、質問主意書一の（ハ）に記載されたような不当な措置を訴えている事実はない。

しかしながら、今後とも御趣旨のような弊害の発生を見ないように政府において十分注意を拂うことは勿論である。従来労働関係法規の適正な解釈については、機会あるごとに訓示指示等を地方官憲に発し或は労働省から労働法規の解釈例規等を発表する等の措置をとつているのであるが、今後なお一層これらの措置を進める考えである。

塩業政策に関する質問に対する答弁書に関する質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十二日
板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

塩業政策に関する質問に対する答弁書に関する質問主意書

一、政府は、全面的外塩依存の政策をとつているのに対し、その理由を、國内塩業復興の誘い水であると答弁しているが、何故に、又いかなる論拠を以つて、誘い水とするか具体的に見解を明示されたい。

二、文字通り豊富な海水資源を日本産業の再建のために活用できぬ現状は甚だ遺憾である。その根本原因は旧式製塩方式にあると考えるが、また、その抜本的対策如何。

三、旧式塩業方式のため必要な設備の改善、高度化に対しては禁止に等しい措置を講じているが、この状況で果していかにして生産コストの引下げを行うつもりであるか。

四、資金、資材、労力を配分するとの具体的計画を明示されたい。

五、経営も技術も共に従来政府において運営して来ているが、そのために政府自体が独占的封建的企業としていまだに民主化へ一歩も前進していない。従つて、専賣法、塩業組合法の如きはあきらかに塩業の民主化、近代化を妨げている。専賣法塩業組合法に対する改廃の意図があるかどうか、あればその改廃要点と時期を示されたい。

六、来年度の供給計画は國内生産四〇万乃至四五万屯程度と政府は予想しているが、明年度における企業整備後の実生産能力約六二万屯で、その差二〇万屯の生産力をどのように配分考慮しているかその具体策を明示されたい。

七、塩の收納停止は政府の政治的貧困に基づく計画である。昭和二十三年度における塩の総生産高は七〇万屯であるが、何故生産計画を三〇屯としたのか、残余の四〇万屯はヤミに流されたことになるが果してヤミに流されたかどうか。

八、精炭の配炭計画が二〇万屯で割当が六、四〇〇屯に大巾に切りさげられた真相を明示されたい。また配炭のない場合代用燃料を使用すれば、賠償金支拂実行予算が当然加算されるべきであるが、何故直に支拂実行予算の追加計上をしなかつたのか。

このような事態から発生した事業場の閉鎖、休止等による労働者の大量馘首及び労働條件の底下はあきらかに政府の責任である。この責任に対して政府のとるべき具体的措置はどうか、今後このような事態が発生したときの政策の措置はどうするつもりか。

九、ソーダ用塩については、産業復興を名目とした一部大工業資本に対する援助であつて、國民をギセイとした飢餓輸出とみなすべきで、特需價格については大産業資本擁護政策であると断ぜざるを得ないがそうではないか。

一〇、塩業の企業整備については業者労働者共に不安を感じているため生産に悪影響があるのでその時期を明示されたい。

昭和二十八年度において九〇万屯生産計画をたてている政府が何故企業整備を必要とするかまた輸入を必要としている今日現在企業整備の対象となつているものに対し、新設、改良、補修の許可もないのは外塩依存主義といつても政府は弁解の余地なきものと思うがそのように思つて差支えないか。

一一、整備される製塩場名並その所属別労働者数を発表されたい。また整理交付金の額及び製塩労働者約四、五〇〇名の解雇手当額を示されたい。

失業による職業の斡旋並生活保証は政府の責任においてなすべきものであるがその具体策如何。

一二、塩業の製造部門を公社に包含する意図があるのかないのか。

一三、塩業労働者は地主、小作、請負人等の封建的親方制度下におかれ奴隷的一年雇傭関係である地主制度の解放並労働者の地位の向上及び労働條件の改善を行う必要があるが、政府はその能力と具体策があるかどうか。

以上各項に対しては抽象的云い逃れではなく、具体的に明解なる答弁書を要請する。

内閣参甲第二〇九号
昭和二十三年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出塩業政策に関する質問に対する答弁書に関する質問に対する答弁書

第一問答弁

第一問に対しましては、先般の答弁書を再読玩味されたいとお答えするのが適当であるが、くりかえして申せば次の通りである。

即ち、政府が國内塩業の全廃でなくして、その保持を根本方針としている以上、全面的外塩依存政策ではない事は明らかでありますし、國内塩業の復興のためには、その合理化近代化と、國民経済全般の復興とが要件である以上、國内塩業合理化への拍車でもあり且つ、國民経済全般の復興に必要でもある外塩輸入は、直接間接に國内塩

業復興への契機であることは明かであると思われるのであります。

第二問、第三問、第四問答弁

第二問乃至第四問に対し、総括的にお答えします。

わが國の豊富な資源である海水の活用が思うように参らない現狀は、まことに遺憾である点は、同感であります。併し、その第一次的原因は熱源問題であり、海水資源と石炭電力資源との不均衡であると考えます。

その石炭電力の使用効率に関連して、旧式製塩方式の問題が登場します。

さて旧式製塩設備を出来るだけ早く近代的設備に切り換えることは洵に肝要でありますが、それが早急に参らぬ根本原因はやはり熱源問題であります。熱源の充分な見透しがつかぬ部門へは、新設改良のための資金資材の配分も充分に参らない。かかる全國民経済的な理由が新設改良抑制の理由であります。従つてその対策及び解除時期もかかる全國民経済的な、復興デムポとの関連において決定されるべきであります。

目下、経済復興長期計画の一部門として資金、資材計画屋備計画を綜寫研究中でありまして、塩業だけを特別にきり離して論議することは不可能であります。

第五問、第十三問答弁

第五問と第十三問とは関連ある問題でありますので一括お答えします。

塩業の民主化、近代化は、塩業政策の基本的要素でありますから政府においても塩業経営形態の近代化従つて労働関係の近代化をも考究中であり、塩業組合法もこの線にそつて、改正案を練つて居ります。目下関係方面と折衝中であります。

専賣法、従いまして専賣行政の運営につきましても今回の専賣公社創立を機会に鋭意改善につとめ、塩業の民主化近代化を促進したいと考えています。

なおこの機会に強調したいことは、塩業の自主自立性確得でありまして、従來ややもすれば國家保護に依存する如き傾向があつたのは改められるべきであると考えます。

第六問、第七問、第八問答弁

第六問乃至第八問に対し一括お答えします。

本年度の精炭配当計画の変更及び來年度生産計画の対設備能力七割稼働の根本的原因は專ら石炭電力事情、並にその全國民経済的な重点配当方針に存するのでありまして、塩業が特恵的地位にあるものでないことは申すまでもありません。

本年度の生産はほぼ三〇万瓲の生産計画通りに実行されておりますので、御質問の如く七〇万瓲生産せられ四〇万瓲がヤミに流れたというのは、事実に反すると思われます。代燃加算賠償費予算の追加が計上せられなかつたのは、國家財政全般の事情と專賣局特別会計の独立採算の原則とに因るものであります。

今回の收納停止は、客観狀勢上全く已むを得ざる一時的措置でありまして、このためにのみ閉鎖休止、大量離首等が行われた事実はないように聞いております。若し、最近、閉鎖休止せられる塩業がありますならばそれは経済界の一般的動向によるものと考えられます。

なお、今後は收納停止の如き不測の事態の発生しないよう極力努力する所存であります。

來年度生産が完全稼働に至らない原因は前述の通りでありますが、この結果操業度の低下する企業に就いて設備維持に必要な手段を如何に講ずべきかは困難な問題であるが研究中であります。

第九問答弁

ソーダ工業用塩價格の問題は、物價政策における安定帯の考え方及び貿易資金の輸入レート等我國経済復興方式そのものに深く根ざしているものでありまして、この方式が大産業資本擁護政策であるかどうかは、イデオロギーの問題であり、立場の相異であるとお答えする外ありません。

第十問、第十一問答弁

第十問、第十一問に対しましては一括お答えします。

塩業整備につきましては、塩業整備委員会において検討しておりましたが、十一月下旬、一應の結論に到達致しましたので目下関係方面の諒解を得べく折衝中であります。

整備の時期、整備対象、等の発表は出來るだけ早く之を行い、業界に安定感を與えたいと考えております。整理交付金の金額、解雇手当等につきましては研究中でありますが、未だ発表し得る段階に達しておりません。失業による職業斡旋、生活保障は、塩業に対して特恵的に考慮さるべきものではありませんので、全般の失業対策に繰り込んで行きたいと考えます。

二十八年度九〇万瓲計画は、前回答弁の通り中間的数字でありまして最後的数字は未だ決定していません。

さて將來かりに九〇万瓲要するとしても現在の塩業設備をそのまま、故四、五年間温存し続けることは、現下の石炭電力事情及び資材資金事情よりして不可能であります。今回、製塩独擅の悪いものを一應整備して云わば精鋭主義による再発足の土台を固める策に出た所以もここにあります。これが、外塩依存主義と云うべきかどうかは良識の判断に俟つものであります。

第十二問答弁

專賣公社は、差し当つて現在の專賣機構を承継しますので、製造部門を直ちに包含する意図は目下の処ありません。

財産相続税に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十三日　鈴木　憲一

参議院議長松平恒雄殿

財産相続税に関する質問主意書

遺産相続税について、左の点を明らかにされ度い。

1. 年次別による徴收実績
2. 遺産相続税に対する將來の見通し

右に対し文書による答弁を要求する。

内閣参甲第二一〇号

昭和二十三年十二月十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員鈴木憲一君提出財産相続税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木憲一君提出財産相続税に関する質問に対する答弁書

一、過去五年間における相続税の徴收実績は、左記の通りである。

二、昭和二十三年度相続税の予算額は、十二億五千万円であるが、物價の現狀に鑑み、昭和二十四年度以降においては、より多額の收入があるものと考えられる。

相続税收入実績調

年度	收入済額（千円）
昭和一八年度	一一七、五五一
同一九年度	一四五、六一三
同二〇年度	一八七、二一三
同二一年度	三五九、二八五
二二年度	四六一、九四九

清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書の答弁書に対する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十六日　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書の答弁書に対する質問主意書

一、昭和二十三年十二月十日附内閣参甲第一九九号の答弁書は政府が何等実情を知らず形式的に答弁書を提出しているので、答弁書と認めることが出來ない。依つて政府は再度調査の上正確なる答弁書を提出せられたい。

内閣参甲第二一三号

昭和二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書の答弁書に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書の答弁書に対する質問に対する答弁書

清涼飲料用壜の容量検定については実測主義によることとしているのであり、新壜と古壜とについて取扱を異にしているようなことはあり得ないと考えているが、財務局によつては課税実施上の便宜及び取引の実情等を考慮して或程度の一定基準を設けていると思われるので、当局としては目下その実情について調査中であり、その結果若しも右の実測主義に違反する不合理な取扱の事実が明らかになればこれを改めたい。

○勧告書

昭和二十三年十二月十日

人事院総裁　淺井　清

参議院議長松平恒雄殿

さきに本院において内閣に提出した給與改訂の勧告は、既に國会の関係委員会にも資料として提出されている。然るにこの勧告を内閣に提出した後において、國家公務員法の一部を改正する法律が施行され、人事院は、公式に、國会及び内閣に対して同時にこれを提出する責任をもつことになつた。故に本院は、この規定に基き、ここに重ねて政府職員の給與改訂に関する本院の勧告を正式に提出する。さきに提出した勧告は、科学的基礎の上に立つもつとも妥当なる給與水準及び体系である。

給與の基準については、多くの異論が起つているが何れも合理的なものとは認められない。もし國会又は内閣若しくは関係委員会においてこれらの異論について検討される場合本院は、本院の勧告及びこれらの異論について、その是非の御判断を願うため出來るだけ御協力致したいと思う。

（二）総　説

一、政府は國家公務員の特殊性に鑑み、その職員に対して公正なる待遇をなす義務をもつている。この原則が土台となつて、はじめて健全なる人事計画がたてられる。國家公務員法第六十七條は常に政府職員の利益を保護すべきことを規定しており、常時政府職員の給與を調査することが極めて必要であることを認めているのである。

二、本委員会は政府職員給與の実態を調査した結果、その現狀は極めて混雜した不公平のものであることを発見した。かような現狀を正すことは、到底短時日の間になし得べきことではない。従つて本委員会は、この給與の調整が、急を要する事情に鑑み、今回はわが國経済復興の現段階とにらみ合せつつ、全職員の給與の一般的調整をなすだけの勧告にとどめた。

三、適当な給與水準を決定することは、人事管理の問題の中、最も複雜なるものの一つである。一方において経済的諸條件を考えるとともに、官民従業者間に存する諸條件の相違をも考えにいれなければならない。かくして得られたところの給與水準は、誠実有能なる職員を政府の公務に誘致してこれを確保するに足るものでなければならない。もしその給與水準が不適当なものであれば、著しくその志氣を失わせ、その能率は甚だしく低下するであろう。

四、政府職員の数は、一般勤労者中、相当の部分をしめているのであるから、その待遇は民間の勤労者と釣合のとれたものでなければならないと確信する。政府職員だからといつてある特権が許されるわけのものでなく、さりとて経済的に不利益な待遇をしてもよいわけのものではない。今日、日本國民の生活水準が低下していることは明らかであるから、給與水準もこれに應じて低くなることはやむを得ない。將來日本の一般経済狀勢が改善されるに従つて、この水準は当然引上げられるであろう。そこで政府の職員が少くとも食物及びその他の消費財の適正量を自由選択によつて買うに足るだけの手取現金を給與として與えなければならない。本委員会はかような前提の下に立案をすすめた。

五、最近まで公務員の給與方法を統一しようとする企ては殆ど見られなかつた。公務員給與の問題は國家の政策の問題としても取り上げられたことがなかつた。官吏の俸給は一般的に勅令によつて規定されていたが、その他の政府従業員の給料は関係各省がその裁量によつて決定してきた。その結果として給與の不公平を來した。

六、俸給を標準化し給與事務を統一しようとする試みとしては、今年の初めに公けにされた臨時給與委員会の勧告案なるものがある。これは「新給與の実施に関する法律」（昭和二十三年法律第四十六号）として法制化され、一種の職階制を制定した。職階制としては、勤務時間、特別の危険、その他特殊の勤務條件を考慮しつつ職位の職務内容及び責任に基いて公平なる等級を定むべきであつた。しかしながら、本委員会の見るところでは、その制定した職階制は必ずしも、職階制の原則に従つたものとは云えない。

これは当時とり急ぎ給與案を実施する必要に迫られていたためであろう。

各職位は職務内容と責任以外の諸條件によつて等級づけられている。従つて各省間、省内各部間の職位の等級は依然として不均等を免れない。

七、健全なる給與水準を作成するに当つて、第一に必要なことは、賃金に関して、正確なる最近の資料を得ることである。そこで民間の給料及び賃金に関する資料及び生計費調査を検討して見たのであるが、民間賃金に関する統計には適切にして信頼すべきものがない。そこで本委員会は民間の職位約二十八万について、抽出調査を行つた。

八、一方本委員会は、生計費に関する統計としては相当信頼すべき資料のあることを知つた。適当な給與水準は生計費だけできめられるものではないが、生計費は一般に最低線であると考えられており、現在のように統計資料が十分でない場合には、この生計費資料に重点を置かなければならない。

九、そこで本委員会は中等度の労働を営む独身男子職員の生計費を計算した。

これはまず標準量の食料費を決定し、さらに標準的小都市における農業以外の標準的労働者がその他の消費財及びサービスに対して、支拂う金額を推定してこれに加えたものである。食物の標準量は一人当り入手し得られる食物の量によつて決定し、且つ、栄養調査に基いた消費の実態を加味したものである。併せて年齢の相違、性別によつてその必要とする食物の量も異なることを勘定に入れて、大小各種の家族の生計費も同様にして算定された。その結果によると、中等度の労働をなし、小都市に居住する独身成年男子職員は本年七月において、最低生活水準を維持するのに、月額二、四七〇円を要した。

一〇、現在は基本給以外に各種の手当が支拂われているが、これらは単に増給の手段に過ぎなかつた。中には特殊の勤務條件に対する手当もあるが、大部分は増給のために設けられたものである。各種の特別手当は、戦爭開始以来急速にその種類を増加し、給與事務をいよいよ混乱させている。手当の支拂は、明らかに特殊性を帯びた勤務、又は危険を伴う勤務で、そのことが基本給に織り込まれていない場合、もしくは勤務條件が特別であつて、不定期に勤務を要求したり、通常の勤務條件とは異つた條件の下に勤務することを要求したりする場合に限られるべきである。逆に職員が特殊のサービス又は便益を得るような場合には、むしろそれだけを給與から控除しなければならない場合もある。

一一、現在月額三、七九一円という数字は政府職員の給與水準の尺度として一般に認められているが、この数字は民間の平均賃金を政府職員の勤務條件に照して修正したものである。しかしこれは平均の数字であるから、この数字を見ただけではその水準がはつきりしない。將來政府職員の給與水準算定の尺度として一層科学的のものを作る必要がある。しかし中等度の労働に従事する成人職員の生計費二、四七〇円を土台として、現在の俸給表を改正すれば、全政府職員の給與ベースは月額六、三〇七円となるはずである。

（二）勧　告

一二、本委員会は人事院が一般職に属する全職位を徹底的に調査研究して健全なる職階制を國会に勧告するまで、又はおそくとも昭和二十四年十二月三十一日まで、現在の新給與実施本部を存続せしめることを勧告する。新給與実施本部は人事院規則が制定されるまで現行の職階制を引きつづき実施すべきである。

一三、本委員会は現行の給與表を一層科学的な基礎に基いた給與額（別表B）の通りに改訂することを勧告する。なおこの改訂を実施する際には別表（A）の規定に従うべきである。

一四、現在の生計費算定は代表的な小都市（乙地丙地）の必需品價格に基くものであるから、地域給を大

のように調整すべきことを勧告する。即ち甲地は当然一〇%に乙地丙地は〇%に減少すべきである。然るに特地における生計費と他の全地域における生計費との開きには相当の変化があり、従来の算定基礎をそのまま適用することは到底不可能であることを認め、特地に対する比率は五〇%に増加することを勧告する。さらに本委員会は現在支拂われている各種の手当全部についてたえず検討を施し、一般に基本給に編入すべき性質のものはすべてこれを廃止し、寒冷地手当、石炭手当はでき得る限りこれを地域給に併合し、かつ地域給、扶養手当計算の基礎を一層科学的ならしめることを勧告する。ことに地域給制度については近く徹底的に検討を加え、その後も定期的に検討を怠らぬように勧告する。又現在の地域区分は現状に照し、必要に應じて改訂することを勧告する。また経費節減のため特定の地域に対しては、調査の結果その必要を認めた場合には、各地域別に規定されている最高率を超えない範囲において地域給の支給を定める権限を地域区分を所管する機関に與うべきである。

一五、経済状態が正常である限り、職員の基本給の中には、当然その家族を扶養するに足る給料を含むべきである。しかし現在の経済状態は正常ではないため、現在の基本給には家族を扶養するに足る給料を含んでいない。故に本委員会は法定の扶養家族一人に対する扶養手当月額二五〇円を一、二五〇円に増額することを勧告する。これによつて家族の数を増すことに、必要とする生計費を償い得るであろう。これは臨時の措置であつて適当な時機に廃止せらるべきものである。

一六、現在統計局及び労働省によつて集計されている消費者價格及び家計費、民間貸金並びに賃率に関する統計資料の收集は更に一層拡張改善せらるべきことを勧告する。人事院においては、これを基礎として一層科学的なる尺度を作り、國家復興の進行とにらみ合わせて、俸給額の調整案を作成し、國会及び内閣に対して勧告を行うはずである。

別表A

新標準給與額への切替規程

一、号俸のきめ方　別表Bを用いて昭和二十三年十一月一日現在三、七九一円ベースによつて支給された金額から号俸を決定する。もし昭和二十三年十一月一日の給與額が三、七九一円ベースの二つの号俸の中間にある場合には、低い方の号俸に基いて支拂われたものと見なし、以下の算定はすべてこの号俸による。

二、増給率　以上の方法によつて決定された各号俸に対する増給率はつぎの通りである。

号俸	増給率	号俸	増給率	号俸	増給率
一—五	〇・三五	六—三一	〇・三〇	三二—五〇	〇・二七五
五一—六六	〇・二四	六七—七〇	〇・二〇		

三、増給額　昭和二十三年十一月一日現在の給與額にこの比率を乗じて得たる積を以て増給額とする。

四、新給與額決定法　(ア)昭和二十三年十一月一日現在の給與額に増給額を加えたものが別表Bに示された新給與額の一つに一致する場合にはその額の支拂を受けるものとする。

(イ)もしその額が別表Bに示す二つの新給與額の中間に來た場合には、次の高い号俸を受けるものとする。ただしその額は一五、五〇四円を超えることはできない。

五、いずれの場合においても職員の属する等級には変更はない。職員の新給與額が別表Bに示されたその等級に相当する給與の幅の中、最高額を超える場合においてもその額を支拂われるが、その等級にとどまる限りそれ以上昇給することはない。

別表B

俸給の新旧切替表

号俸	現在の給與の額	新給與額	号俸	現在の給與の額	新給與額	号俸	現在の給與の額	新給與額
1	1,300	1,809	25	2,860	3,818	49	6,240	8,064
2	1,370	1,866	26	2,990	3,939	50	6,500	8,319
3	1,430	1,925	27	3,120	4,064	51	6,760	8,582
4	1,500	1,986	28	3,250	4,193	52	7,020	8,853
5	1,560	2,049	29	3,380	4,326	53	7,280	9,133
6	1,630	2,114	30	3,510	4,463	54	7,540	9,422
7	1,690	2,181	31	3,640	4,604	55	7,800	9,720
8	1,760	2,250	32	3,770	4,750	56	8,060	10,027
9	1,820	2,321	33	3,900	4,900	57	8,320	10,344
10	1,890	2,394	34	4,030	5,055	58	8,580	10,671
11	1,950	2,470	35	4,160	5,215	59	8,840	11,008
12	2,020	2,548	36	4,290	5,380	60	9,100	11,356
13	2,080	2,629	37	4,420	5,550	61	9,360	11,715
14	2,150	2,712	38	4,550	5,725	62	9,620	12,085
15	2,210	2,798	39	4,680	5,906	63	9,880	12,467
16	2,280	2,886	40	4,810	6,093	64	10,140	12,861
17	2,340	2,977	41	4,940	6,286	65	10,400	13,268
18	2,410	3,071	42	5,070	6,485	66	10,920	13,688
19	2,470	3,168	43	5,200	6,690	67	11,440	14,121
20	2,540	3,268	44	5,330	6,902	68	11,960	14,568
21	2,600	3,371	45	5,460	7,120	69	12,480	15,029
22	2,670	3,478	46	5,590	7,345	70	13,000	15,504
23	2,730	3,588	47	5,720	7,577			
24	3,800	3,701	48	5,980	7,817			

各職員が現在受けつつある号俸の給與を新給與に切替えるには、別表Aの規程に従う。別表Bから直接算出することはできない。

表中現在の給與額とあるのは「新給與の実施に関する法律」(昭和二十三年法律第四十六号、同年法律第九十五号によつて改正)による三、七九一円ベースによつて算出したものである。

別表C

級別俸給額表

級	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号
1	1,809 (1,300)※	1,866 (1,370)	1,925 (1,430)	1,986 (1,500)	2,049 (1,560)	2,114 (1,630)				
2	1,925 (1,430)	1,986 (1,500)	2,046 (1,560)	2,114 (1,630)	2,181 (1,690)	2,250 (1,760)	2,321 (1,820)			
3	2,181 (1,690)	2,250 (1,760)	2,321 (1,820)	2,394 (1,890)	2,470 (1,950)	2,548 (2,020)	2,629 (2,080)			
4	2,470 (1,950)	2,548 (2,020)	2,629 (2,080)	2,712 (2,150)	2,798 (2,210)	2,886 (2,280)	2,977 (2,340)			
5	2,798 (2,210)	2,886 (2,280)	2,977 (2,340)	3,071 (2,410)	3,168 (2,470)	3,268 (2,540)	3,371 (2,600)	3,478 (2,670)	3,588 (2,730)	3,701 (2,800)
6	3,371 (2,600)	3,588 (2,730)	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)
7	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,900 (3,900)	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)
8	4,900 (3,900)	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	5,725 (4,550)	5,906 (4,680)	6,093 (4,810)	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)
9	5,725 (4,550)	5,906 (4,680)	6,093 (4,810)	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)	6,690 (5,200)	6,902 (5,330)	7,120 (5,460)	7,345 (5,590)	7,577 (5,720)
10	6,690 (5,200)	7,120 (5,460)	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)			
11	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)	9,133 (7,280)	9,422 (7,540)	9,720 (7,800)				
12	9,720 (7,800)	10,027 (8,160)	10,344 (8,320)	10,671 (8,580)	11,008 (8,840)	11,356 (9,100)				
13	11,356 (9,100)	11,715 (9,360)	12,085 (9,620)	12,467 (9,880)	12,861 (10,140)	13,268 (10,400)				
14	13,268 (10,400)	13,688 (10,920)	14,121 (11,440)	14,568 (11,960)	15,029 (12,480)	15,504 (13,000)				

※　括弧内の数字は 3,791 円ベースにおける相当給與額

別表D

税務職員及び経済調査官級別俸給額表

級	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号
1	2,181 (1,690)※	2,250 (1,760)	2,321 (1,820)	2,394 (1,890)	2,470 (1,950)	2,548 (2,020)	2,629 (2,080)	2,712 (2,150)	2,798 (2,210)			
2	2,629 (2,080)	2,798 (2,210)	2,977 (2,340)	3,168 (2,470)	3,371 (2,600)	3,588 (2,730)	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)				
3	3,371 (2,600)	3,588 (2,730)	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)				
4	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,900 (3,900)	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	5,725 (4,550)	5,906 (4,680)
5	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	5,725 (4,550)	5,906 (4,680)	6,093 (4,810)	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)	6,690 (5,200)	6,902 (5,330)	7,120 (5,460)
6	5,906 (4,680)	6,286 (4,940)	6,690 (5,200)	7,120 (5,460)	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)					
7	7,120 (5,460)	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)					
8	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)	9,133 (7,280)	9,422 (7,540)	9,720 (7,800)					
9	9,133 (7,280)	9,422 (7,540)	9,720 (7,800)	10,027 (8,060)	10,344 (8,320)	10,671 (8,580)						

※　括弧内の数字は 3,791 円ベースにおける相当給與額

別表E

警察職員及び刑務職員級別俸給額表

級	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
1	2,798 (2,210)※	2,886 (2,280)	2,977 (2,340)	3,071 (2,410)	3,168 (2,470)	3,268 (2,540)	3,371 (2,600)	3,478 (2,670)	3,588 (2,730)	3,701 (2,800)	3,818 (2,860)
2	3,588 (2,730)	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	4,320 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,900 (3,900)	
3	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,900 (3,900)	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	
4	4,900 (3,900)	5,215 (4,160)	5,550 (4,420)	5,906 (4,630)	6,286 (4,940)	6,690 (5,200)	7,120 (5,460)				
5	5,906 (4,630)	6,286 (4,940)	6,690 (5,200)	7,120 (5,460)	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)				
6	7,120 (5,460)	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)				
7	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)	9,133 (7,280)	9,422 (7,540)	9,720 (7,800)				
8	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)	9,133 (7,280)	9,422 (7,540)	7,720 (7,800)	10,027 (8,060)	10,344 (8,320)				

※ 括弧内の数字は 3,791 円ベースにおける相当給與額

別表F

鉄道現業職員級別俸給額表

級	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
1	1,925 (1,430)※	1,986 (1,500)	2,049 (1,560)	2,114 (1,630)	2,181 (1,690)	2,250 (1,760)			
2	2,181 (1,690)	2,250 (1,760)	2,321 (1,820)	2,394 (1,890)	2,470 (1,950)	2,548 (2,020)			
3	2,470 (1,950)	2,548 (2,020)	2,629 (2,080)	2,712 (2,150)	2,798 (2,210)	2,886 (2,280)			
4	2,798 (2,210)	2,886 (2,280)	2,977 (2,340)	3,071 (2,410)	3,168 (2,470)	3,268 (2,540)	3,371 (2,600)	3,478 (2,670)	
5	3,371 (2,600)	3,478 (2,670)	3,588 (2,730)	3,701 (2,800)	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	
6	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,900 (3,900)
7	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,900 (3,900)	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	5,725 (4,550)
8	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	5,725 (4,550)	5,906 (4,680)	6,093 (4,810)	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)	6,690 (5,200)
9	6,093 (4,810)	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)	6,690 (5,200)	6,902 (5,330)	7,120 (5,460)	7,345 (5,590)		
10	6,902 (5,330)	7,120 (5,460)	7,345 (5,590)	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)			
11	7,577 (5,720)	7,817 (5980)	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)				
12	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)	9,133 (7,280)	9,422 (7,540)	9,720 (7,800)				

※ 括弧内の数字は 3,791 円ベースにおける相当給與額

別表G

船員級別俸給額表

級	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
1	2,181 (1,690)※	2,250 (1,760)	2,321 (1,820)	2,394 (1,890)	2,470 (1,950)				
2	2,321 (1,820)	2,394 (1,890)	2,470 (1,950)	2,548 (2,020)	2,629 (2,080)	2,712 (2,150)	2,798 (2,210)		
3	2,629 (2,080)	2,712 (2,150)	2,798 (2,210)	2,886 (2,280)	2,977 (2,340)	3,071 (2,410)	3,168 (2,470)	3,268 (2,540)	3,371 (2,600)
4	3,168 (2,470)	3,371 (2,600)	3,588 (2,730)	3,818 (2,860)	3,939 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	4,326 (3,386)	
5	3,818 (2,860)	3,739 (2,990)	4,064 (3,120)	4,193 (3,250)	4,326 (3,380)	4,463 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	
6	4,326 (3,380)	4,963 (3,510)	4,604 (3,640)	4,750 (3,770)	4,706 (3,900)	5,055 (4,030)	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	
7	5,215 (4,160)	5,380 (4,290)	5,550 (4,420)	5,725 (4,550)	5,906 (4,680)	6,093 (4,810)	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)	
8	6,286 (4,940)	6,485 (5,070)	6,690 (5,200)	6,992 (5,330)	7,120 (5,460)	7,345 (5,590)	7,577 (5,720)		
9	7,577 (5,720)	7,817 (5,980)	8,064 (6,240)	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)			
10	8,319 (6,500)	8,582 (6,760)	8,853 (7,020)	9,153 (7,280)	9,422 (7,540)	9,720 (7,800)			
11	9,720 (7,800)	10,027 (8,060)	10,344 (8,320)	10,671 (8,580)	11,008 (8,840)	11,356 (9,100)			
12	11,356 (9,100)	11,715 (9,360)	12,085 (7,620)	12,467 (9,880)	12,861 (10,140)	13,260 (10,400)			

※　括弧内の数字は 3,791 円ベースにおける相当給與額

政府職員の新給與実施に関する法律を改正する法律に関する人事院試案

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）を次のように改正する。

（この法律の目的及び効力）

第一條　この法律は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條に規定する一般職に属する職員（以下職員という。）に関し、その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。

2　この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が國家公務員法、同法に基く法律又は人事院規則の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十四年二月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り、その効力を失う。

3　第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従い國会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

（人事院の権限）

第二條　人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

一　この法律の実施に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

二　第九條に規定する俸給表の適用範囲を決定すること

三　第九條の規定による各級別の俸給額を研究して、その適当と認める改訂を國会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基いて調整を命ずること並びに必要に應じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を附してその研究調査の結果を國会及び内閣に報告すること

四　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

五　勤務地手当の支給割合を適正に決定するため、常に全國の都市地区における生計費を研究調査し、その支給割合を第十七條第四項に規定する割合の範囲内において調整すること

六　新給與実施本部が俸給についてなした決定に対する職員の異議の申立を受理し、及びこれを審査すること

（実施機関）

第三條　この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に新給與実施本部を置く。

第四條　新給與実施本部は、この法律による俸給の決定に関する綜合調整及びこの法律においてその権限に属せしめられた事項に関する事務をつかさどる。

第五條　新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び部員若干人を置く。

2　本部長は、内閣官房長官、次長は大蔵省給與局長をもつてあてる。

3　部員は、各省各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつてあてる。

4　本部長は、部務を総理する。

5　次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6　部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

（給與の支拂）

第六條　この法律に基く給與は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。

2　いかなる給與も、法律に基かずに職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

3　この法律の規定によつて給與を受ける職員はすべて月額現金総額二万九千円をこえる給與を受けてはならない。

4　公務について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。

（俸給）

第七條　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務條件を考慮したものでなければならない。

第八條　第九條に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十九條に規定する勤務時間（以下正規の勤務時間という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2　第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。

3　住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、法律の指定する機関の定めるところにより現金に換算して、その職員の俸給から控除する。

4　前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤

務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。これらの職員に支給される宿泊施設の使用料は、その官職に対して定められる給與の全額の一部として算定され、且つ、これに含まれるものとする。

一　生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても、勤務することを要する職員

二　研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三　正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四　廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に居住することを要する職員

第九條　職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部長が定める。

2　この法律に定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一　一般俸給表（別表第一）

二　特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表（別表第二）

警察職員及び刑務職員級別俸給表（別表第三）

船員級別俸給表（別表第四）

鉄道現業職員級別俸給表（別表第五）

3　前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4　一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第十一條、第二十八條、第二十九條及び第三十四條に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第十條　前條に規定する俸給表の適用をうける職員の俸給表による俸給の決定は、左に掲げる方法によつて行う。

一　第二号の増給の割合を決定するための号俸は、昭和二十三年十一月一日現在の俸給の月額に対應する別表第六に掲げる号俸とする。昭和二十三年十一月一日現在の俸給の月額が別表第六の二つの号俸の中間にある場合には、低い方の号俸に該当するものと、七十号俸をこえる場合には、七十号俸とみなす。

二　前号の規定により決定された各号俸に対する増給の割合は、左の通りとする。

一号俸から五号俸まで　百分の三十五

六号俸から三十一号俸まで　百分の三十

三十二号俸から五十号俸まで　百分の二十七・六

五十一号俸から六十六号俸まで　百分の二十四

六十七号俸から七十号俸まで　百分の二十

三　昭和二十三年十一月一日現在の俸給の月額に前号の割合を乗じた額をもつて、それぞれの俸給の増給額とする。

四　昭和二十三年十一月一日現在の俸給の月額に増給額を加えたものが別表第六に掲げる新俸給額の一に該当する場合には、その額に相当する号俸の俸給を受けるものとし、その額が別表第六に掲げる新俸給額の一に該当しない場合には、直近上位の号俸の俸給を受けるものとする。但し、その額は、一万五千五百四円をこえることはできない。

五　前号の方法により算定された号俸が従前の号俸より低いときは、従前の号俸と同じ号俸に相当する新俸給を受けるものとする。

2　前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その職務の級は、変更されない。

3　職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相当する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4　前項に規定する新俸給額を受ける場合においては、職員が同一の職務の級に在る間は、昇給しない。

第十一條　昭和二十三年十一月一日現在の俸給の月額が一万五千五百四円をこえる官廳については、その俸給をすえ置くものとする。

第十二條　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各廳の長という。）又は各廳の長の委任を受けた者は、この法律の公布とともに新給與実施本部長の定めるところに従い、職員が遅くともこの法律の公布された月の翌月二十五日までに、これに基いて俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第十三條　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第十四條　俸給の支給に関しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

（俸給の調整額）

第十五條　人事院は、第九條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられている俸給額につき適正な調整額表を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれている場合においては、その官職をこの法律に規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一　その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二　同一級の官職に通常含まれている労働の困難又は危險の度に比して著しい困難又は危險を含む職務にかかる官職

2　前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

（扶養手当）

第十六條　扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2　扶養手当は、扶養親族一人につき千二百五十円とする。

3　扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　満十八歳未満の子及び孫

三　満六十歳以上の父母及び祖父母

四　満十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

（勤務地手当）

第十七條　勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対して支給する。

2　勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3　勤務地手当の割合及び地域の区分は、生計費に基き人事院が定める。

4　勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の五十をこえてはならない。

5　勤務地手当の割合は、第二條第五号の規定により前項に規定する範囲内において、人事院が調整する。

（特殊勤務手当）

第十八條　この法律施行の際現に支給されている特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）の定めるところによる。

（一週間の勤務時間）

第十九條　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず、四十八時間をこえない範囲内において、政令で定める。

2　各廳の長は、その官廳の特殊の必要に應ずるため、内閣の承認を経て、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3　前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各廳の長は、公務上特殊の必要に應ずるため、個々の職員につき、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができる。

（給與の減額）

第二十條　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

（超過勤務手当）

第二十一條　正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する一時間当りの給與額の百分の

百五十を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第二十二條　職員には、正規の勤務日が休日に当つても、正規の給與を支給する。

2　休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百五十を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3　前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第二十三條　正規の勤務時間において、午後六時から翌日の午前六時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の十を夜勤手当として支給する。

（勤務一時間当りの給與額の算出）

第二十四條　前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

（俸給の更正決定）

第二十五條　新給與実施本部長は、各廳の長又はその委任を受けた者が第十二條の規定により決定した職員の俸給が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めたときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

（審査の請求）

第二十六條　第十條の規定による俸給の決定、前條の規定による俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し審査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各廳に通知しなければならない。

第二十七條　前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、人事院に異議の申立をなしその決定を求めることができる。

2　前條第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「人事院」と、「関係各廳」とあるのは「新給與実施本部及び関係各廳」と読み替えるものとする。

（非常勤職員等の給與）

第二十八條　委員、顧問又は参與の職にある者で、常勤を要しない職員については、勤務、一日につき千円をこえない範囲内において各廳の長が、新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。

第二十九條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給與を支給する。

（給與の額及び割合の検討）

第三十條　國会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総理廳統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する勧告を作成する。

（罰則）

第三十一條　故意に、この法律又は人事院規則若しくは人事院指令に違反して給與を支拂い又はその支拂を拒んだ者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十二條　附則　この法律は、昭和二十四年一月一日から、施行する。但し、この法律中俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当に関する規定は、昭和二十三年十一月一日から適用する。

第三十三條　昭和二十三年十一月一日以後において、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）の規定に基いて職員に支給された給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

第三十四條　勤務地手当に関する現在の地域の区分は、人事院が科学的調査に基いて第十七條第三項の規定により改訂するまでは、なお従前の例による。

2　勤務地手当の割合は、人事院が科学的調査に基いて第十七條第三項の規定により改訂するまでは、特地については百分の五十、甲地については百分の十、乙地及び丙地については百分の零とする。但し、特地に対する割合は、当分の間百分の三十とし、人事院が適当な調整を行つたときは、その結果に基き昭和二十三年十一月一日にさかのぼつてその差額を調整する。

第三十五條　未帰還職員の給與の取扱いについては、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十六條　左に掲げる法令は、これを廃止する。

政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第十二号）

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十七号）

明治九年太政官達第二十七号（日曜日休暇の件）

昭和二十三年六月以降の年齢による最低保障給に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十四号）

2　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇に関する件）中この法律にい触する部分は、その効力を失う。

第三十七條　國家公務員法の一部を次のように改正する。

國家公務員法第二十九條第五項中「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條」を、「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第　号）第九條」に改める。

別表第一

一般俸給表

俸給月額

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
一	級	一、〇九円	一、八六円	一、九五円	一、九六円	二、〇九円	二、二四円	円	円	円	円
二	級	一、九五	一、九六	二、〇九	二、二四	二、二四	二、三四				
三	級	二、一八	二、〇九	二、二四	二、二四	二、三四	二、三四				
四	級	二、二四	二、二四	二、二四	二、三四	二、三四	二、六九				
五	級	二、二九	二、二四	二、三四	二、三四	二、六九	二、八六				
六	級	二、三七	二、三四	二、三四	二、六九	二、八六	二、八六				
七	級	二、九六	二、三四	二、六九	二、八六	二、八六	二、八六				
八	級	二、九六	二、六九	二、八六	二、八六	二、八六	二、八六				
九	級	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇				
	級	五、七五	五、九六	六、〇六	六、二六	六、四六	六、六六				

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

俸給月額

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
一	級	二、一八円	二、三五円	二、三五円	二、三五円	二、三五円	二、三五円	二、三五円	二、三五円	二、三五円	円	円	円
二	級	二、六九	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七九				
三	級	三、五八	三、八八	三、八八	三、八八	三、八八	三、八八	三、九九					
四	級	四、一九	四、三六	四、三六	四、三六	四、三六	四、四四	四、四四	四、四四				
	級	五、五五	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、七二	五、九〇
	級	六、六〇	六、八七	七、〇二	七、二〇	七、二〇	七、二〇	七、二〇	七、二〇	七、二〇	七、二〇	七、二〇	七、二〇
	級	七、七〇	七、八七	八、〇四	八、二九	八、五四	八、七九	八、七九	八、七九	八、七九	八、七九	八、七九	八、七九
	級	八、三九	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四	八、五四
	級	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三	九、一三
	級	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三	九、四三
	級	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
	級	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七	一〇、七七
	級	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五	一一、三五
	級	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八	一二、六八
	級	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三	一四、一三
	級	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八	一五、五八

別表第三

警察職員及び刑務職員級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	備考
	月額												
五	級	五、〇五五	五、二五〇	五、三八〇	五、五〇〇	五、六二〇	五、七五〇	五、九〇〇	六、〇五〇	六、二〇〇	六、三五〇	六、五〇〇	
六	級	五、九〇〇	六、〇八〇	六、二六〇	六、四四〇	六、六二〇	六、八〇〇	七、〇八〇	七、二六〇	七、四四〇	七、六二〇	七、八〇〇	
七	級	七、一〇〇	七、二七〇	七、四四〇	七、六二〇	七、八〇〇	八、〇八〇	八、二六〇	八、四四〇	八、六二〇	八、八〇〇	九、〇八〇	
八	級	八、〇八〇	八、二六〇	八、四四〇	八、六二〇	八、八〇〇	九、〇八〇	九、二六〇	九、四四〇	九、六二〇	九、八〇〇	十、〇八〇	
九	級	九、一三〇	九、三二〇	九、五一〇	九、七〇〇	九、八九〇	十、〇七〇	十、二四〇	十、四二〇	十、六〇〇	十、七七〇	十、九五〇	

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	備考
	月額										
一	級	二、一八〇	二、二五〇	二、三二〇	二、三九〇	二、四六〇	二、五三〇	二、六〇〇	二、六七〇	二、七三〇	
二	級	二、三二〇	二、三九〇	二、四六〇	二、五三〇	二、六〇〇	二、六七〇	二、七三〇	二、七九〇	二、八六〇	
三	級	二、六九〇	二、七七〇	二、八六〇	二、九五〇	三、〇三〇	三、一二〇	三、二二〇	三、三二〇	三、四二〇	
四	級	三、一八〇	三、二八〇	三、三九〇	三、四九〇	三、五九〇	三、六九〇	三、七九〇	三、八九〇	三、九九〇	
五	級	三、八八〇	三、九九〇	四、〇八〇	四、一九〇	四、二九〇	四、三九〇	四、四九〇	四、五九〇	四、六九〇	
六	級	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	
七	級	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	
八	級	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	
九	級	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	
十	級	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	
十一	級	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	
十二	級	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	

別表第五

鉄道現業職員級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	備考
	月額										
一	級	一、九二〇	一、九八〇	二、〇四〇	二、一〇〇	二、一六〇	二、二二〇	二、二八〇	二、三四〇	二、四〇〇	

両院法規委員会専門員等設置等に関する勧告

右國会法第九十九條の規定により勧告する。

昭和二十三年十二月十四日

両院法規委員会委員長　松澤　兼人
両院法規委員会委員長　松村眞一郎
參議院議長松平恒雄殿

要旨

両院法規委員会の活動を積極化し、その運営を適切円滑ならしめるため、両院法規委員会に専門の知識を有する職員その他の補助職員を置き得るように國会法等の改正をするため速かに必要な立法措置を講ぜられたい。

理由

國会法の改正により、両院法規委員会が各議院の両院法規委員によつて、夫々互選された委員長をもつことなつたのに伴い、両院法規委員会の活動を一層積極化しその運営を更に円滑にするため同委員会に、常任委員会における常任委員会専門員、調査員及び調査主事に相当する職員を所属させる必要があると認められるにより、両院法規委員会専門員二名、調査員、調査主事を衆議院

別表第六

俸給の新旧替表

号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額	号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額	号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額	号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額
一	一、三〇〇円	一、八〇九円	一九	二、四七〇円	三、一六八円	三七	四、四二〇円	五、五八〇円	五五	七、〇〇〇円	九、七二〇円
二	一、三二〇	一、八六六	二〇	二、五四〇	三、二六八	三八	四、五六〇	五、七二五	五六	七、〇八〇	一〇、〇〇七
三	一、四二〇	一、九二五	二一	二、六〇〇	三、三七一	三九	四、六八〇	五、九〇六	五七	七、一六〇	一〇、二九八
四	一、五〇〇	一、九八六	二二	二、六七〇	三、四七八	四〇	四、八一〇	六、〇八五	五八	七、二四〇	一〇、五七一
五	一、五七〇	二、〇四九	二三	二、七三〇	三、五八五	四一	四、九四〇	六、二六四	五九	七、三二〇	一〇、八四五
六	一、六四〇	二、一四二	二四	二、八〇〇	三、六九二	四二	五、〇七〇	六、四四二	六〇	七、四〇〇	一一、一二〇
七	一、七〇〇	二、二三五	二五	二、八六〇	三、七九八	四三	五、一〇〇	六、六二〇	六一	七、四八〇	一一、三九五
八	一、七八〇	二、三二八	二六	二、九二〇	三、八九五	四四	五、二九〇	六、八〇〇	六二	七、五六〇	一一、六七〇
九	一、八五〇	二、四二〇	二七	二、九八〇	三、九九二	四五	五、四八〇	六、九七五	六三	七、六四〇	一一、九四五
一〇	一、九二〇	二、五一八	二八	三、〇四〇	四、〇八八	四六	五、六七〇	七、一五〇	六四	七、七二〇	一二、二二〇
一一	一、九八〇	二、六一五	二九	三、一〇〇	四、一八五	四七	五、八六〇	七、三二五	六五	七、八〇〇	一二、五〇〇
一二	二、〇四〇	二、七一二	三〇	三、一六〇	四、二八二	四八	五、九九〇	七、五〇〇	六六	七、八七〇	一二、七八〇
一三	二、〇八〇	二、八〇九	三一	三、二二〇	四、三七九	四九	六、一二〇	七、六七五	六七	七、九四〇	一三、〇六〇
一四	二、一二〇	二、九〇六	三二	三、二八〇	四、四七六	五〇	六、二五〇	七、八五〇	六八	八、〇一〇	一三、三四〇
一五	二、一六〇	三、〇〇三	三三	三、三四〇	四、五七三	五一	六、三八〇	七、九七五	六九	八、〇八〇	一三、六二〇
一六	二、二〇〇	三、一〇〇	三四	三、四〇〇	四、六七〇	五二	六、五一〇	八、一〇〇	七〇	八、一五〇	一三、九〇〇
一七	二、二四〇	三、一九七	三五	三、四六〇	四、七六七	五三	六、六四〇	八、二二五			
一八	二、二八〇	三、二九四	三六			五四	六、七七〇	八、三五〇			

号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額	号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額	号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額	号俸	昭和二十三年十一月一日現在の俸給額	新俸給額
一	二、一八〇円	二、七九〇円	一九	三、四七〇円	四、三七〇円	三七	四、二七〇円	五、二五〇円	五五	五、八〇〇円	七、二〇〇円
二	二、二二〇	二、八八六	二〇	三、五四〇	四、四七六	三八	四、三七〇	五、三五五	五六	五、八七〇	七、二八〇
三	二、三二〇	二、九八二	二一	三、六〇〇	四、五七九	三九	四、四七〇	五、四五六	五七	五、九四〇	七、三六〇
四	二、四二〇	三、〇七八	二二	三、六七〇	四、六八二	四〇	四、五七〇	五、五五七	五八	六、〇一〇	七、四四〇
五	二、五二〇	三、一七五	二三	三、七三〇	四、七八五	四一	四、六七〇	五、六五八	五九	六、〇八〇	七、五二〇
六	二、六二〇	三、二七二	二四	三、八〇〇	四、八八八	四二	四、七七〇	五、七六〇	六〇	六、一五〇	七、六〇〇
七	二、七二〇	三、三七一	二五	三、八六〇	四、九八五	四三	四、八八〇	五、八六〇	六一	六、二二〇	七、六八〇
八	二、八二〇	三、四七〇	二六	三、九二〇	五、〇八二	四四	四、九八〇	五、九六〇	六二	六、三〇〇	七、七六〇
九	二、九二〇	三、五七九	二七	三、九八〇	五、一七九	四五	五、〇八〇	六、〇六〇	六三	六、三八〇	七、八五〇
一〇	三、〇二〇	三、六八八	二八	四、〇四〇	五、二七六	四六	五、一七〇	六、一五〇	六四	六、四七〇	七、九四〇
一一	三、一二〇	三、七九五	二九	四、一〇〇	五、三七三	四七	五、二六〇	六、二四〇	六五	六、五六〇	八、〇三〇
一二	三、二二〇	三、八九二	三〇	四、一六〇	五、四七〇	四八	五、三五〇	六、三三〇	六六	六、六五〇	八、一二〇
一三	三、三二〇	三、九八九	三一	四、二二〇	五、五六七	四九	五、四四〇	六、四二〇	六七	六、七四〇	八、二一〇
一四	三、四二〇	四、〇八六	三二	四、二八〇	五、六六四	五〇	五、五三〇	六、五一〇	六八	六、八三〇	八、三〇〇
一五	三、五二〇	四、一八三	三三	四、三四〇	五、七六一	五一	五、六二〇	六、六〇〇	六九	六、九二〇	八、四八〇
一六	三、六二〇	四、二八〇	三四	四、四〇〇	五、八五八	五二	五、七一〇	六、六八〇	七〇	七、〇一〇	八、五六〇
一七	三、七二〇	四、三七七	三五	四、四六〇	五、九五五	五三	五、八〇〇	六、七七〇			
一八	三、八二〇	四、四七四	三六			五四	五、八九〇	六、八七〇			

及び参議院に常置し得るよう國会法、國会事務局法、國会職員法等の法律を改める等の措置を速かに講ずる必要があると認める。

國会法の一部を改正する等の法律案

第一條　國会法の一部を次のように改正する。

第百條の次に次の一條を加える。

第百條の二　両院法規委員会の処理事項に関する調査に従事させるため衆議院及び参議院に、少くとも二人の國会議員でない專門の知識を有する職員（これを両院法規委員会專門員という。）、調査員及び調査主事を常置することができる。

第四十三條第二項及び第三項の規定は、両院法規委員会專門員にこれを準用する。

第二條　議院事務局法の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の三号を加える。

七　両院法規委員会專門員

八　両院法規委員会調査員

九　両院法規委員会調査主事

第十五條の次に次の四條を加える。

第十六條　両院法規委員会專門員、両院法規委員会調査員及び両院法規委員会調査主事は、各議院の両院法規委員の委員長の申出により、事務総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十七條　両院法規委員会專門員は、各議院の両院法規委員の委員長の命を受け調査を掌る。

第十八條　両院法規委員会調査員は、各議院の両院法規委員の委員長及び両院法規委員会專門員の命を受け調査の事務を掌る。

第十九條　両院法規委員会調査主事は、各議院の両院法規委員の委員長、両院法規委員会專門員及び両院法規委員会調査員の命を受け調査に関する事務に従事する。

第三條　國会職員法の一部を次のように改正する。

第一條中「常任委員会調査員及び常任委員会調査主事、」を「常任委員会調査員、常任委員会調査主事、両院法規委員会專門員、両院法規委員会調査員及び両院法規委員会調査主事、」に改める。

第三條中「主事若しくは常任委員会調査主事若しくは両院法規委員会調査主事」を「主事、常任委員会調査主事若しくは両院法規委員会調査主事」に改める。

第四條中「參事若しくは常任委員会調査員」を「參事、常任委員会調査員若しくは両院法規委員会調査員」に、同條第一号中「主事若しくは常任委員会調査主事」を「主事、常任委員会調査主事若しくは両院法規委員会調査主事」に改める。

第五條中「常任委員会專門員及び常任委員会專門員、両院法規委員会專門員及び」に、同條第一号中「參事若しくは常任委員会調査員」を「參事、常任委員会調査員若しくは両院法規委員会調査員」に改める。

第七條中「常任委員会專門員、」の下に「両院法規委員会專門員、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

○報告書

在外同胞引揚問題に関する特別委員会報告書

右の件に関しては未だ審議を完了しないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十三年十二月七日

元在外同胞引揚問題に関する特別委員長　草葉　隆圓

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

穂積　七郎　星野　芳樹
紅露　みつ　木内　キヤウ
矢野　酉雄　北條　秀一
細川　嘉六　山田　千代
浅岡　信夫　三木　治朗
岡元　義人　水久保　甚作

天田　勝正　池田宇右衛門
小畑　哲夫
駒井　藤平　伊東　隆治

昭和二十三年十月十二日議院において、在外同胞引揚問題に関する特別委員会を設置し、その委員を二十名とすることが決定され、特別委員の指名があつたので、同月十五日委員長の互選を行い、以來委員会を開会すること十二回、本問題に関して慎重に審議したのであるが、終戰以來三年有余の年月を経過した今日、なお海外残留同胞は五十余万もあり、帰還者に対する厚生対策等についても幾多の解決を要する問題が山積しているのであつて、未だ充分な成果を挙げることが出來なかつたのを遺憾とするが、第四回國会においても引続き審議を継続したいとの希望は、全委員の一致した意見であることを附して一應第三回國会中における審議の概要を報告する次第である。

一、本委員会に付託された請願、陳情は三十二件であるが、これらは小委員を設けて充分なる審議をなし総てその処理を終了した。

一、終戰以來四度の冬を外地に過しつつある同胞の帰還の一日も速やかならんことを望み、全委員をもつて、海外残留同胞引揚促進に関する決議案を発議し、冬期間においても引揚を継続されるよう要望したのである。なお中共地区引揚促進に関しても種々協議を行つた。

一、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を発議し所要の改正を行つた。

一、未復員者給與法の一部を改正する法律案及帰還者課税特例法案について目下熟心に検討、折衝中である。

一、復興金融金庫特別融資の件は第三・四半期以後の分については決定していないので、これが解決に努力中である。

一、生薬資金については、増額の問題、財源の問題等解決を要するものの多く、目下中止の状態となつているが、國民金融金庫の問題と併せて検討中である。

一、引揚者に対する越冬対策予算、漁業資材の配分、在外公館借上金、同胞救済資金、在外軍事公債の処理等引揚問題に関する事項として委員会において審議し政府に対し解決を要望した。

一、木下委員、三木委員を北海道に派遣して厚生対策を実地に調査し本委員会の審議に資し、或はラジオ放送、或は愛の運動の検討等凡ゆる問題を取上げて引揚げの速やかなる完了、引揚者の厚生面の充実に活動をして來たのである。

以上のように引揚問題については廣汎多岐に亘り検討解決を要する問題が山積しているので、本委員会においては或は政府に対する要望、或は関係方面に対する懇請、或は立法的措置等により戰爭犠牲の公平なる負担という観点から、引揚者を國民の最低生活水準まで達せしめるよう努力を行つた。

審査報告書

一、國立國会図書館組織規程の一部を改正す規程案

右の件は異議なきものと決定した。よつて國立國会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十三年十二月十一日

図書館運営委員長　金子　洋文

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

一、國立國会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

右の件は異議なきものと決定した。よつて國立國会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十三年十二月十一日

図書館運営委員長　金子　洋文

参議院議長松平恒雄殿

○第八号参照

審査報告書

道路の修繕に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月九日

建設委員長　石坂　豊一

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

仲子　一　藤田　千壽
安部　定　堀　末治
岩崎　正三郎　島津　忠彦
久松　定武

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は荒廃にひんせる道路の修理に対する國庫補助の途を開き、且つ、政府直轄施行をもつて、これをなし得ることを規定するものであつて、最も時宜に適するものと認める。

一、事件の利害得失

國道、都府縣道の修理により國家的に益する処極めて大である。

一、費用

政府の修理計画により予算に計上される。

審査報告書

浅井清、山下興家、上野陽一を人事官に任命することについて同意を求めるの件

右多数をもつて同意すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月六日

人事委員長　中井　光次

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

佐々木鹿蔵　小串　清一
宇都宮　登　東浦　庄治
岩男　仁藏　寺尾　博

要領書

一、委員会の決定の理由

國家公務員法第五條によると、人事官は両議院の同意を経て、内閣が、これを任命することとなつているが、本件は同條に基いて、浅井清、山下興家及び上野陽一を人事官に任命することについて、本院に同意を求めて來たものである。

國家公務員法によると人事官の責務は重大なものがあり、人事官には、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者でなくてはならないし、更に三名の人事官は、それぞれ過去の経歴その他について、同一色彩の人でないことが望ましいことであるが、今回内閣より同意を求めて來た三名は、以上の諸点から見ても、又今日まで臨時人事委員として、人事行政に従事して來た点から見ても、この際人事官に任命することが、適当である。

○第九号参照

審査報告書

科学技術行政協議会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

藤森　眞治　中川　幸平
岩本　信一　三好　始
カニエ邦彦　松本治一郎
荒井　八郎　市來　乙彦

要領書

一、委員会決定の理由

平和的文化国家の建設に必要な科学技術の向上普及を図るため、先に公布された日本学術会議法に依り、日本学術会議が明年一月二十日に成立するが、同会議の科学研究の成果を行政施策の上に充分活用し得るよう、政府と日本学術会議との間に立つて、各省間の連絡調整を図り併せて科学技術行政の一貫性と綜合性を確保するため、各省官吏と学識経験者より成る科学技術行政協議会を設けることは適切な措置である。

二、事件の利害得失

科学技術に関する研究の成果を行政施策の上に活用し得る利益がある。

三、費用

本法案実施のために、既に本年度の当初予算に百二十万円の経費が計上されている。

審査報告書

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関し議決を求めるの件

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十日

参議院議長松平恒雄殿　労働委員長　山田　節男

多数意見者署名

一松　政二　早川　愼一
門屋　盛一　波多野林一
原　虎一　村尾　重雄
平野善治郎

要領書

一、委員会の決定の理由

第二回國会に提案された職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員の旅費支給額は、本年六月三十日國会の議決を得て、直ちに実施したのであるが、最近の経済事情、特に現在進行中の物價改訂等による影響によつて、甚だしく低額に失するに至つたので、これが支給額の改訂につき、職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、これを両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て國会の議決を得なければならないこととなつているので、提案せられたものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本議案の実施によつて、職業安定委員会の委員が委員会に出席する場合又は実情調査、視察等公務のために本邦内を旅行する場合において、それに要する鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料等の旅費額を増加して、職業安定委員会の機能を充分に発揮せしめ得るの利益がある。

三、費用

本件実施のためには、別に費用を要しない。

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　國民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願

参議院議長松平恒雄殿　厚生委員長　塚本　重藏

厚生委員会請願特別報告第三号

國民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願

第七号　和歌山縣海草郡東山東村　岩橋東太郎提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月九日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

國民健康保険の診療施設費國庫補助増額に関する請願

請願者　和歌山縣海草郡東山東村　岩橋東太郎

右の請願は、既設医療機関の乏しい山間海辺部である関係上、充実した國民健康保険による診療施設が必要であるので、これ等施設の建築を計画して、創設費の三分の一の國庫補助を申請したが、本縣のように災害が多く財政の貧弱な縣では、地元の三分の二の負担は困難であるから、これ等創設費については二分の一を國庫より補助されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十一号　社会保障制度立法に関する請願

第十二号　社会事業基本法制定に関する請願

第十三号　社会保障制度の実現に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月八日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第一号

社会保障制度立法に関する請願

第十一号　福岡市西高宮町一三七　屋山朝太郎提出

社会保障制度の実現に関する請願

第十三号　東京都澁谷区原宿三ノ二六六財團法人日本社会事業協会会長　中川望提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月八日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

社会保障制度立法に関する請願

請願者　福岡市西高宮町一三七　屋山朝太郎

右の請願は高進するインフレによつて國民生活は、ますます苦しくなつているが、國民の最低限度の生活を保障し、社会福祉の増進を図るため、相互扶助の趣旨に基いて、速かに社会保障制度の立法化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ゲ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保障制度の実現に関する請願

請願者　東京都澁谷区原宿三ノ二六六財團法人日本社会事業協会会長　中川望

右の請願は、わが國社会福祉の施策は、各種の社会立法によつて整備されつつあるが、社会事業の使命は、民生安定の大策である社会保障制度が確立されたとき、はじめてこれを達成し得るのであるから、本制度の実現のために格別の考慮を拂われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願特別報告第二号

社会事業基本法制定に関する請願

第十二号　東京都澁谷区原宿三丁目二六六財團法人日本社会事業協会会長　中川望提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十三年十二月八日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

社会事業基本法制定に関する請願

請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二六六財團法人日本社会事業協会会長　中川望

右の請願は現行の社会事業法が、死文化されているため、社会事業施設の運営が困難になつているから、社会情勢の変轉に即應して、斯業の強力な推進を図るために、あらたに社会事業憲章として、厚生、司法両保護事業を一元化して公私の事業施設に適用される社会事業基本法を制定され、同法中に社会事業委員会の設置、私設事業の認可制等を規定されたい。の趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よ

つて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十三年十二月八日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一、議院の会議に付するを要するもの。

第四号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月九日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第四号　山口市八幡馬場　吉富幸助外一万六千六百十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を　して報告する。

昭和二十三年十二月九日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　山口市八幡馬場　吉富幸助外一万六千六百十五名

右の陳情は

終戦以来三年余をへた今日、戦争犠牲者中最も犠牲多き遺族の生活保護に不徹底をきわめていることは、遺憾にたえないから、遺族の生活実態を調査して、その援護対策の強化を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

○第十号参照

審査報告書

廃兵器等の処理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十一日

商工委員長　小畑　吉夫

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

宿谷　榮一　玉置吉之丞

佐伯卯四郎　栗山　良夫

山田　佐一　島　清

阿竹齋次郎　廣瀬與兵衛

小杉　繁安　寺尾　豊

要領書

一、委員会決定の理由

国の保有する廃兵器、特殊物件及び過剰在庫について、従来より、重要産業復興公團に、その管理及び処分を委託していたものであるが、現行法では、十全を期待することが困難であるので、処理活用の円滑化並に迅速化と財政法、会計法等の厳格なる適用とを目的とし、これら物件を当該公團に取扱わせることについても、その業務を一括委任せんとする本法の趣旨は大概妥当と認める。

一、事件の利害得失

本法施行により、国の保有物件の処理が、円滑になり、国家財政に寄与するところ大である。

一、費用

本法施行については、別に費用を要しない。

審査報告書

刑事訴訟法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

深川タマエ　星野　芳樹

大野　幸一　齋　武雄

松村眞一郎　岡部　常

鈴木　安孝　来馬　琢道

宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は明年一月一日から施行になる新刑事訴訟法の施行に関し、必要な経過的措置を定めたものであつて、刑事訴訟法に属する事項の経過的措置の外、刑事訴訟費用法、刑犯の附帯私訴、刑事訴訟費用法、刑事訴訟費用等臨時措置法の一部改正及び二つの古い関係諸令の廃止等について規定したものである。新刑事訴訟法の施行に欠くべからざる立法である。

一、事件の利害得失

新刑事訴訟法の施行を円滑にし、その運営を遺憾なからしむるの利益がある。

一、費用

本法施行のためには別段の費用を要しない。

審査報告書

裁判所法の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

第一條中第十四條の二を次のように改める。

第十四條の二（最高裁判所図書館）最高裁判所に国立國会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

同條中第五十六條の二を次のように改める。

第五十六條の二（最高裁判所図書館長）最高裁判所に最高裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる

最高裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて最高裁判所図書館の事務を掌理し、最高裁判所図書館の職員を指揮監督する。

前二項の規定は国立國会図書館法の規定の適用を妨げない。

同條中「第六十條の次に次の一條を加える。」及び第六十條の二を新設する規定を削る。

第三條中「三年」を「二年」に改める。

第十條中「第六十條の二、」を削る。

多数意見者署名

深川タマエ　星野　芳樹

大野　幸一　齋　武雄

松井　道夫　鈴木　安孝

岡部　常　宮城タマヨ

鬼丸　義齋　遠山　丙市

来馬　琢道

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、家庭裁判所の新設によつてその組織権限運営の方法等を裁判所法の中に新たに規定し、最高裁判所に国立國会図書館の支部図書館を新設すること、最高裁判所判事並びに高等裁判所長官にそれぞれ秘書官を置くこと、憲法違反を理由とする上告事件でも前に同種の判例のあるものは、大法廷では行わないこと、刑事事件の控訴審は、全部高等裁判所で審判すること及び満州國に在勤した審判官、検察官等の勤務年限を判事の資格の年限に通算すること等を主な内容とするもので適当な立法である。

ただ裁判所図書館と国立國会図書館との関係について文理上明確を欠くものがあるので国立國会図書館の支部であるということを明確にし、満州國審判官並びに検察官等の在職年限中実務修習の期間として通算年限から控除する年数を二年とする修正をした。

一、事件の利害得失

家庭裁判所の運営その他裁判事務の運営を円滑にする利益がある。

一、費用

本法施行のためには約七億三千万円を要する。

地方行政委員会請願審査報告書第一号

一、議院の会議に付するを要するもの。

第二十一号　自治体警察費財源附與並びに國家警察費に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

自治体警察費財源附與並びに國家警察費に関する請願

第二十一号　北海道空知郡栗沢村清眞布　山田利忠提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

自治体警察費財源附與並びに國家警察費に関する請願

請願者　北海道空知郡栗沢村清眞布　山田利忠

右の請願は

自治体警察の設置に当つて、庁舎の増改築、事務の執行並びに職員の待遇改善等に多額の経費を要しているが、市町村財政の現状では、財源不足のため、所要額を充すことができず、活動力にも影響を及ぼしているから、これを是正するため、特別配付税の配付等の方法によつて財源を附與せられたく、同時に國家警察の経費は全部を國庫で支弁せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
大蔵委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第八号　資金融通準則内種該当教育用品の融資限度拡張に関する請願
第十六号　清涼飲料税、取引高税の廃止並びにし好飲料の税率引下に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿
大蔵委員会請願特別報告第一号
資金融通準則内種該当教育用品の融資限度拡張に関する請願
第八号　東京都千代田区霞ヶ関三ノ二文部省教育施設局内全国教育用品協会内　高瀬荘太郎提出
清涼飲料税、取引高税の廃止並びにし好飲料の税率引下に関する請願
第十六号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四清涼飲料水税改廃期成同盟会内　西田儀八外十三名提出
右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿
意見書案
資金融通準則内種該当教育用品の融資限度拡張に関する請願
東京都千代田区霞ヶ関三ノ二文部省教育施設局内全国教育用品協会内　高瀬荘太郎
右の請願は教育用品製造業の大半は中小企業に属するものであるが、これに対する資金貸出順位は内種であるため、業界の資金融通が不円滑になつて、生産に支障を生じているから文化国家の再建上重要性を有している斯業の振興を図るため、資金の融通限度を拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十三年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
清涼飲料税、取引高税の廃止並びにし好飲料の税率引下に関する請願
東京都中央区日本橋堀留町一ノ四清涼飲料水税改廃期成同盟会内　西田儀八外十三名
右の請願は飲食品中清涼飲料し好飲料と嗜要を競う冷菓、氷水等がすべて無税であるにもかかわらず、ひとり清涼飲料水等が高率課税であるため、価格が不均衡となり需要激減して、営業が成立しなくなるから、清涼飲料税法を根本的に廃止せられ、物品税を二割程度にとどめ、し好飲料に対しても同様の二割に引き下げられると、ともに、これに対する取引高税を撤廃されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十三年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
大蔵委員会陳情審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第七号　単一為替相場設定準備対策に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿
大蔵委員会陳情特別報告第一号
単一為替相場設定準備対策に関する陳情
第七号　東京都中央区日本橋本石町二ノ二日本銀行内通貨安定対策委員会内　松田正一提出
右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿
意見書案
単一為替相場設定準備対策に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋本石町二ノ二日本銀行内通貨安定対策委員会内　松田正一
右の陳情は単一為替相場の設定により、国際経済への参加の途を開くことは、日本経済の自立発展の基本的要件である。しかし現状において直ちに単一為替相場を設定することは実行上極めて多くの困難をともない、その及ぼす影響も深甚なものを予想せられるので、これらの障碍を極力軽減するためには、速かにできる限りの準備を整えてその実行を図ることが必要であるから、最近の物価騰勢の鈍化、生産上昇、とくに食糧事情好転等を好機として、経済諸施策は、挙げて単一為替相場設定準備を図るよう対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十三年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
商工委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第三十三号　特殊鋼に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十三年十二月十日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿
商工委員会特別報告第一号
特殊鋼に関する請願
第三十三号　東京都中央区室町三越六階日本鉄鋼連盟特殊鋼部会内　岡村武外三十一名提出
右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十三年十二月十日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿
意見書案
特殊鋼に関する請願
請願者　東京都中央区室町三越六階日本鉄鋼連盟特殊鋼部会内　岡村武外三十一名
右の請願は特殊鋼業界は、戦後不振を極め現在非常な苦境に立ち至つていて、現状のままでは特殊鋼生産の壊滅を見る虞があるから、その打開策として、価格差補給金の支給、石炭価格の是正、資金運用上の特典附与並びに生産割当の増加等の措置をとられて、業界の振興を図り、産業再建の礎とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なりと思う。よつて内閣は諸般の経済情勢を考慮して鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十三年十二月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
水産委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第十八号　伏古別漁港築設に関する請願
第三十四号　関東、東北地方のいわし旋網漁業の救済に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十三年十二月十日
水産委員長　木下　辰雄
参議院議長松平恒雄殿
水産委員会請願特別報告第一号
伏古別漁港築設に関する請願
第十八号　北海道白老郡白老村長　浅利義市外二名提出
関東、東北地方のいわし旋網漁業の救済に関する請願（七通）
第三十四号　東京都港区芝海岸通一ノ二〇日本旋網漁業協会内　小高熹郎外六名提出
右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十三年十二月十日
水産委員長　木下　辰雄
参議院議長松平恒雄殿
意見書案
伏古別漁港築設に関する請願
請願者　北海道白老郡白老村長　浅利義市外二名提出
右の請願は伏古別漁港予定地は、伏古別川河口に位置し、自然の港湾を形成し、工事も容易であるばかりでなく、登別駅に近いため漁獲物の輸送、その他経済的利便多く、幌別、白老両村沿岸漁業者の利用に供し、太平洋沿岸漁田の開発にも大いに期待できるものであるから、沿岸一帯の唯一の避難港として、急速に国費をもつて、右漁港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十三年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
関東、東北地方のいわし旋網漁業の救済に関する請願（七通）
請願者　東京都港区芝海岸通一ノ二〇日本旋網漁業協会内　小高熹郎外六名提出

右の請願は全國的ないわし漁の不漁によつて、関東、東北地方沿岸のいわし旋網漁業は非常な不振で壊滅の寸前に立ち至つているから、漁業者の苦境を救済するために、應急策として六億円の融資と、さらに漁業保險、信用保証制度等を含む安定策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

公共企業体労働関係法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十三年十二月十二日

労働委員長　山田　節男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

一松　政二　田村　文吉

波多野林一　早川　愼一

門屋　盛一

要領書

一、委員会の決定の理由

去る七月二十二日附マッカーサー元帥の内閣総理大臣宛書簡において、現在特別会計によつて行われている國有鉄道事業及び國家專賣事業については、公共企業体への組織替えが示唆され、第三國会に日本國有鉄道法案及び日本專賣公社法案が提出され、該二法案とも國会を通過したが、この二法案によると、これらの公共企業体の職員には國家公務員法が適用されないことになつているので、公共企業体の職員は当然國家公務員法の一部を改正する法律案が実施された後においても労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになるのであるが、公共企業体はその特異性にかんがみ、完全國有の法人として國家の厳重なる管理と監督の下に運営されることになつておつて、一般の民間企業又は或る程度の國家の管理を受けている企業とはその性格を異にするものがあつて、マッカーサー元帥の書簡にもある如く、職員の責任の迅行を意ることによつて、公共企業体の業務の運営に支障を起すことのないように公共の利益を擁護する方法を確立する必要がある。このために公共企業体の職員の労働組合及び労働関係については労働組合法及び労働関係調整法の規定のみにては不充分であるから、これに対する措置を講ずる必要がある。

更に又、公共企業体の労働関係は前記の企業体の性格から共通の特異性を持つものであるから、日本國有鉄道と日本專賣公社とに別個の労働関係に関する立法措置を講ずることは適当でなく、且つ又公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりも不適当であるので本法案に統一せられた。

更に又、公共企業体の職員には、團体交渉権は労働組合法の定めるところによつて完全に保有するのであるが、その行使の方法に関して従來の一般の組合においてやもすれば混乱を生じ、無用に労働紛争議を生ぜしめている傾向があるが、かくの如き混乱は努めて排除されることが望ましい。殊に公共企業体においては、これら無用な紛争議を極力排除することによつて、職員の地位の維持向上を図り、公共企業体の能率の発揮と正常な運営を確保せんとする立法措置が必要になつたのである。

更に又、公共企業体の職員には、國家公務員に認められるその地位に関する特別の保障がないから、これにかえて、マッカーサー元帥の書簡にも示唆されている完全なる團体交渉と適正迅速なる調停と、厳正なる仲裁との制度を確立することによつて、職員の生活の安定を保障する必要があるのであつて、これに関する立法措置を講ずる必要がある。

本法案はこれらのことを内容とするもので、現下の社会情勢に適應した必要な措置であると認める。

二、事件の利害得失

本法案の実施によつて、去る七月二十二日附の内閣総理大臣宛マッカーサー元帥の書簡に基き、國有鉄道事業及び國家專賣事業を公共企業体の事業とするのに伴い、公共企業体とその職員との間の労働関係を規律する制度を確立し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために、昭和二十三年度分として六、九九六、〇〇〇円の予算が予定されている。

公共企業体労働関係法案に対する少数意見報告書

一、私は左の理由によつて本法案に反対する

理由

イ、罷業権を禁止したこと

ロ、労働組合組織の奬励を萎化したこと

昭和二十三年十二月十二日

右　原　虎一

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十五号　宮島、堀江間省営連絡航路計画中止に関する請願

第十六号　湊町、亀山並びに四條畷、木津各駅間電化促進に関する請願

第二十八号　天王寺、王寺両駅間電化促進に関する請願

第三十一号　戸賀湾に標識燈設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十一日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員会請願特別報告第一号

宮島、堀江間省営連絡航路計画中止に関する請願

第十五号　廣島市宇品町一、三〇六瀬戸内海汽船株式会社

社長　仁田竹一外一名提出

湊町、亀山並びに四條畷、木津各駅間電化促進に関する請願

第二十六号　大阪府議会議長

浅野豊行提出

天王寺、王寺両駅間電化促進に関する請願

第二十八号　大阪府八尾市長

脇田幾松外十九名提出

戸賀湾に標識設置の請願

第三十一号　秋田縣南秋田郡戸賀村長　三浦勝雄提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十一月十一日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

宮島、堀江間省営連絡航路計画中止に関する請願

宮島、堀江間省営連絡航路計画中止に関する請願者　廣島市宇品町一、三〇六瀬戸内海汽船株式会社

社長　仁田竹一外一名

右の請願は、今回鉄道局は松山、廣島を連絡する堀江、宮島間省営連絡航路を開始しようとしているが、右は本社並びに石崎汽船が数十年來経営する高浜、宇品間の鉄道連絡航路と全く同じであるから、右連絡航路計画を中止して本社と石崎汽船をこれに当らすよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

湊町、亀山並びに四條畷、木津各駅間電化促進に関する請願

請願者　大阪府議会議長　浅野豊行

右の請願は、関西本線は大阪、奈良、三重、愛知、各府縣を連絡する交通主要線であり、産業経済の発達に重大な使命を有しているが、本線は單線で列車数も少いので近畿主要部の交通に不便を與え産業経済発達を阻害している。から、本線中湊町から亀山までの支線中四條畷から木津までを速かに電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天王寺、王寺両駅間電化促進に関する請願

請願者　大阪府八尾市長　脇田幾松外十九名

右の請願は関西線は乗客数は年々増加して通勤時は殺人的混雑を呈している現状である。王寺駅、港町間には関西線の外バスの開通を見ているが、発着時刻の不定期並びに料金が高額で通勤用には適さないため、利用者の不便は非常に大きく、産業復興上にも障害となつているから、天王寺、王寺両駅間を電化して東大阪の交通の強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸賀湾に標識燈設置の請願

請願者　秋田縣南秋田郡戸賀村長　三浦勝雄

右の請願は秋田縣男鹿半島附近は日本海随一の難所で、入道崎より船川港防波堤灯台に至るわずか二十キロ足らずの間で年々多数の船舶が遭難し、ことに人命の犠牲については見るにたえないものがあるから、遭難船並びに人命救助の意味において戸賀湾に標識灯を設置されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

○第十一号參照

審査報告書

社会保障制度審議会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十二日

厚生委員長　塚本　重藏

參議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中平常太郎　谷口彌三郎
姫井　伊介　山下義信
井上なつゑ　竹中　七郎
中山　壽彦　草葉　隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

速かに社会保障制度の確立をはかるために、その調査審議を目的とする社会保障制度審議会を設置することは、時宜を得た措置と認める。

一、事件の利害得失

本法を制定することによつて、廣汎多岐にわたる現行制度の弊を除去し社会保障制度の確立を促進し、もつて國民生活の安定を策することができる。

一、費用

本法施行のために要する費用は、本年度において六十七万三千円を要する。

審査報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

參議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

池井寶太郎　天田　勝正
小川　友三　米倉　龍也
小宮山常吉　小林米三郎
黒田　英雄　松嶋　喜作
木村禧八郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律の制定目的を達成するために、現業計理士の中から公認会計士を選ぶことができるようにしようとするので適当な改正と認める。

二、事件の利害得失

この改正によつて、現業計理士が公認会計士の資格を容易に得ることができる利益がある。

三、費用

この法律の施行のためには別に費用を要しない。

報告書

一、昭和二十二年度參議院予備金支出の件

一、昭和二十三年度參議院予備金支出の件

右の件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和二十三年十二月十二日

議院運営委員長　村上　義一

參議院議長松平恒雄殿

昭和二十二年度及び昭和二十三年度國会予備金支出報告書

昭和二十二年度及び昭和二十三年度國会予備金から昭和二十三年一月二十二日より同年一月十四日までに本院において支出した金額は左の通りである。

支出総額　二、七二七、〇〇〇円

内訳

昭和二十二年度支出額　二、三七九、〇〇〇円

同　二十三年度支出額　三四八、〇〇〇円

内訳

科目	金額	事由及び積算内訳	議院運営委員会承認年月日
昭和二十二年度國会所管	円		
國会費			
予備経費			
參議院予備経費	二、三七九、〇〇〇		
手当及給與金	一、二〇四、三四一		
死亡手当	一三、〇〇〇	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要したため 故議員木下盛雄君分 歳費一ヶ年相当額　一三、〇〇〇 特別手当同上　三四、〇〇〇	
節常会承諾済額	三二、〇〇〇		
予算額	二、七〇〇、〇〇〇		
差引予算額	〇		
計	二、三七九、〇〇〇		
役務費	一、二〇四、六五九	議案類印刷費の予算に不足を生じたため　一、二〇四、六五九　同上	
印刷製本費	一、二〇四、六五九		
超過勤務手当	一、〇七三、三四一	職員に支給すべき超過勤務手当の予算に不足を生じたため　一、〇七三、三四一　昭和二十三年三月二十一日	
計	六六、〇〇〇	故議員堀内到君分 歳費一ヶ年相当額　四二、〇〇〇 特別手当同上　二四、〇〇〇 計　六六、〇〇〇　同上	昭和二十三年一月二十二日
昭和二十三年度國会所管			
國会費			
予備経費			
參議院予備経費			
手当及給與金			
死亡手当	二六、〇〇〇	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要したため 故議員佐々弘雄君分 歳費一ヶ年相当額　二六、〇〇〇	昭和二十三年十月十四日
消耗品費			
食糧費	一三、〇〇〇	國立國会図書館の開館式挙行につき接待費を要したため　九、〇〇〇 委員会用食糧費を要したため　三、〇〇〇	昭和二十三年十月二十八日
特別委員会分	二五、〇〇〇		
法規委員会分	八、〇〇〇		
計	三三、〇〇〇		
合計	二三、〇〇〇		昭和二十三年十月十四日

合計	三、八〇〇、〇〇〇
予算額	三、〇〇〇、〇〇〇
差引予算残額	四、五三、〇〇〇

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十七号　石狩原野開発促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

農林委員会請願特別報告第一号

石狩原野開発促進に関する請願

第十七号　北海道夕張郡長沼村東八線南一四石狩原野開発促進期成同盟会内　宮北三七郎

提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

石狩原野開発促進に関する請願

請願者　北海道夕張郡長沼村東八線南一四石狩原野開発促進期成同盟会内　宮北三七郎

右の請願は、地元民の多年の要望により、第一期計画として各河川の治水工事等によつて開発を企図せられ、石狩川、夕張川、豊平川等いよいよ水路のしゅん工によりほぼ完成された観があつたが、今次戦争のため中止状態となつたので、現に約三万町歩は、未墾の状態である。戦後一部開発に着手したが開道以来未開発の土地であるため入植者の自力のみでは開発は不能であるから、国の積極的施策と総合的施工により速かに本原野の開発を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　農地委員会に対する国庫補助の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

農林委員会陳情特別報告第一号

農地委員会に対する国庫補助の陳情（百三十六通）

第六号　高知縣幡多郡佐賀町長山本博章外一千二百九名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

農地委員会に対する国庫補助の陳情（百三十六通）

陳情者　高知縣幡多郡佐賀町長山本博章外一千二百九名

右の陳情は昭和二十三年度農地委員会国庫補助額は、要求額の半額程度であつて、農地改革の完遂に多大の支障をきたしているから、速かに陳情書記載の追加予算要求額を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

通信委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　放送機構改革に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十二日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

通信委員会請願特別報告第一号

放送機構改革に関する請願

第一号　東京都中央区銀座四ノ一教文館ビル内社團法人國民放送協会創立事務所内　伊藤豊提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十二日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

放送機構改革に関する請願

請願者　東京都中央区銀座四ノ一教文館ビル内社團法人國民放送協会創立事務所内　伊藤豊

右の請願は現在の独占的な放送機構を改善して、放送事業体を複数とし、また、その対立によつて、民主主義の基礎條件たる反対意見、及び対照的傾向の存在、並びに発表を助成し、事業発展の基礎である競争による研磨の利点により能率の向上、使命の達成に適合できるよう放送機構を改革せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　中川　幸平
三好　始　岩本　月洲
藤森　眞治　カニエ邦彦
松本治一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

各行政機関に置かれる職員の定員については、国家行政組織法が施行されるまでの間は、国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律によつて、政令でこれを規定しうるのである。しかし、最近の各行政機関の職員の著しい増加にかんがみ、国家行政組織法の施行前においても、国家行政組織の規模の適正化に資するために、法律によつて、職員の定員を規律し、その増加を抑制しようとする本案の措置は、時宜に適した妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

国家行政組織法が施行されるまでの間、各行政機関の職員の定員の規律と、その増加の抑制を行い、進んで徹底的な行政整理の断行、行政の簡素、強力な態勢を実現すべき礎石乃至前提となる。

三、費用

この法律実施のため別段の費用を要しない。

審査報告書

食糧管理法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川　準吉　藤野　繁雄
赤澤　與仁　羽生　三七
大島農夫雄　加賀　操
板野　勝次　平沼彌太郎
柴田　政次

要領書

一、委員会の決定の理由

食糧配給公團は、本年二月設立せられ、その基本金は八千万円とされている。しかして右の基本金は、当初より少額に失するきらいがあつたが、当時の財政事情に基いて決定せられたものであり、今回五千万円の増額を行い、当面の需要たる運搬具、はかり、じゅう器類の必要量の一部の購入に充てんとするもので、本案は必要やむを得ざる措置と認め、委員会は全会一致をもつて可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

食糧配給公團の業務の整備並びにその能率向上のために資するところ少くないと認められる。

三、費用

基本金は、全額政府の出資にまつわけであるが、本案五千万円の増資額は本年度追加予算に計上されている。

審査報告書

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

地方行政委員長　岡本愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

黒川武雄　吉川末次郎
小川久義　島村軍次
太田敏兄　岡田寛久治
藤井新一　鈴木順一
柏木庫治

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正して、衆議院議員選挙運動のために使用する自動車、拡声機又は船舶に対する文書図画の制限の外に、積雪地方における「そり」についても制限を加え、選挙運動のために使用する「そり」に議員候補者の氏名、党派別等を表示する張札、立札及び提灯を掲示することは、議員候補者一人について、同時には一台に限らんとするものであつて、北海道方面等積雪地方における文書図画の制限につき取扱いの均衡上、妥当と認める。

二、事件の利害得失

選挙運動の取扱いを公正にする利点がある。

三、費用

本法律案施行に当つて、別に費用を要しない。

審査報告書

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　伊藤修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松村眞一郎　星野芳樹
宮城タマヨ　遠山丙市
鈴木安孝　松井道夫
岡部常　鬼丸義齋
齋武雄　大野幸一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は刑事訴訟法第百九十條所定の司法警察職員として職務を行うべき者として、皇宮護衛官を指定し、その職務に関係ある範囲の犯罪に関し、司法警察権を與え、犯罪の捜査をさせることを内容とするものであつて、当然必要なる立法と認められる。

一、事件の利害得失

新刑事訴訟法の施行に当り、司法警察の面において犯罪捜査の機能を充分ならしむる利益がある。

一、費用

本法施行には別段の費用を要しない。

審査報告書

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　伊藤修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鬼丸義齋　星野芳樹
宮城タマヨ　鈴木安孝
遠山丙市　岡部常
松井道夫　齋武雄
大野幸一　松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案の内容は少年保護処分の執行機関であり、少年院の運営の一機関たる地方少年保護委員会、地方成人保護委員会の組織等を規定する法律の制定が少年法、少年院法の施行期日である明年一月一日迄に間にあわないので暫定的に少年保護処分の執行の方は在來の少年審判所を此の限りにおいて存置して行わせ、少年院の運営の面は右委員会の仕事を法務総裁に行わせることを規定したものでやむを得ざる処置として適当なものである。

一、事件の利害得失

少年保護の実施、少年院の運営を円滑にする利益がある。

一、費用

本法の施行に別段の経費を必要としない。

審査報告書

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　伊藤修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

星野芳樹　宮城タマヨ
鬼丸義齋　遠山丙市
岡部常　鈴木安孝
松井道夫　大野幸一
齋武雄　松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案の内容は、第一に、刑事訴訟法の改正に伴う職員の増員であり、この関係においては、判事三十人、裁判所書記たる二級の裁判所事務官六十六人、同じく三級の裁判所事務官二百七十四人、最高裁判所事務局刑事部に勤務する二級の裁判所事務官一人及び同じく三級の裁判所事務官三人が増員されること、第二に、民事訴訟法の改正に伴う職員の増員であり、この関係においては、判事二十五人、簡易裁判所判事十八人、裁判所書記たる二級の裁判所事務官三十六人、同じく三級の裁判所事務官百三十七人が増員されること、第三に、家庭裁判所の新設に伴う職員であつて、この関係においては、家庭裁判所が少年法に定める事務を取扱うために判事三十三人、判事補十八人、少年保護司たる二級の裁判所事務官百六十六人、裁判所書記たる二級の裁判所事務官四十九人、同じく三級の裁判所事務官二百十五人、三級の廷吏二十五人、家庭裁判所事務局に勤務する二級の裁判所事務官四十九人、同じく三級の裁判所事務官二百十五人、最高裁判所事務局に新設された家庭部に勤務する一級の裁判所事務官十三人、同じく二級の裁判所事務官二十人、同じく三級の裁判所事務官二十人の外、家庭裁判所新設工事に必要な二級の技官二十六人が増員されたことであり、なお、その外に営繕関係の事務を掌るために最高裁判所事務局に三級の裁判所事務官三人、二級の技官四人及び三級の技官十二人が増員されたことであり、その数字の総計は判事九十人、判事補十八人、簡易裁判所判事四十八人、裁判所事務官一級の者一人、二級の者三百八十人、三級の者千三十三人、技官二級の者三十人、三級の者十二人、三級の廷吏二十五人がそれぞれ増員されることになるので、これは、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正、家庭裁判所の設置の結果当然の処置と認める。

一、事件の利害得失

本法の施行により裁判の運営が円滑に行われる利益がある。

一、費用

本法施行のために要する費用は、一四、五六四、六五一円である。

建設委員会請願審査報告書第一号

議院の会議に付するを要するもの。

第四号　府縣道大阪京都線の東海道線交さ地点貫通促進に関する請願

第九号　名取川直轄改修施行区域の延長等に関する請願

第二十号　白老、德舜瞥両村間道路開さくに関する請願

第二十九号　吉田川改修補強工事施行に関する請願

第三十号　吉田、鶴田両川の治水根本対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十日

建設委員長　石坂豊一

参議院議長松平恒雄殿

建設委員会請願特別報告第一号

府縣道大阪京都線の東海道線交さ地点貫通促進に関する請願

第四号　大阪府高槻市長　古田誠一郎外一名提出

名取川直轄改修施行区域の延長等に関する請願

第九号　宮城縣仙台市議会議長　高橋喜三郎提出

白老、德舜瞥両村間道路開さくに関する請願

第二十号　北海道白老郡白老村長　浅利義市提出

吉田川改修補強工事施行に関する請願

第二十九号　宮城縣宮城郡松島町長　磯田直七外七名提出

吉田、鶴田両川の治水根本対策に関する請願

第三十号　宮城縣宮城郡松島町長　磯田直七外五名提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十日

建設委員長　石坂豊一

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

府縣道大阪京都線の東海道線交さ地点貫通促進に関する請願

請願者　大阪府高槻市長　古田誠一郎外一名

右の請願は、高槻市の芥川府縣道大阪京都線は、高槻市の芥川の一地点において東海道線によつてしや断されているため、前後約一、六〇〇メートルは全く死道の状態である。しかして京阪神間の物資を交流輸送する進駐軍自動車をはじめ、重量の貨物自動車等はう回して本市唯一の繁華街を通過するため、警戒的な交通地獄を展開している現状であるから、東海道線交さ地点貫通を速かに促進されたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

名取川直轄改修施行区域の延長等に関する請願

請願者　宮城縣仙台市議会議長　高橋青三郎

右の請願は宮城縣仙台市を貫流する名取川、廣瀬川等諸河川の護岸工事が進ちよくしないため、豪雨の都度河水が増水はんぎして、三十万市民の野菜供給地である附近農村の農作物に被害を及ぼし、また家屋に避水する等市民の生活がおびやかされているから、災害防除の根本対策として建設省施工の名取川改修工事区域を延長して、せき場附近の護岸工事と、六郷及び七郷用水堀及入口の合口施設工事を早急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白老、穂舞両村間道路開さくに関する請願

請願者　北海道白老郡白老村長　浅利義市

右の請願は南部太平洋岸と日本海岸を結ぶ直結路線上の白老原野は、未利用可能地面積五万余町歩に及び終戦後百余戸の引揚者が入植しているが、原始のまま未開の処女地として遺されており、國家産業開発上遺憾にたえないから、本路線開さくによる開拓移住民の入地及び森林地帯開発による木材産出等の見地より、白老村、穂舞両村間の道路開さくを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉田川改修補強工事施行に関する請願

請願者　宮城縣宮城郡松島町長　磯田直七外七名

右の請願は吉田川は、降雨ごとに出水はんぎして沿岸堤防、橋りょう、耕地、住家、人畜等に多大の被害を與えている、ことに品井沼開墾地千余町歩は、ほとんど無收穫となり、罹災農民に苦痛を與える状態であつて、今や農民の生産意欲減退しまことに憂慮にたえないから、これに対し當農資金の供與、生活資料の放出はもとより、災害の根本的排除方策として恒久的治水計画を樹立して、吉田川堤防の全面的強化並びに河床の整理等の補強工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉田、鶴田両川の治水根本対策に関する請願

請願者　宮城縣宮城郡松島町長　磯田直七外五名

右の請願は吉田川及び鶴田川は、暴風雨のあるごとに出水、はん濫して品井沼開墾地の堤防、水路、住家等に多大の被害を與え農家経済を危機にひんせしめている。ことに、昭和二十二年、二十三年と引続いて大こう水が起つたため耕地は原野と化し、農民をして全く再起の能力を失わしめている現状であるから、品井沼の耕地の治水根本解決のために、急速に右両川を併行して拡強するとともに、遊水池越水堤等を設置し、また水源かん養林の造成奨励等の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

○第十二号参照

審査報告書

教育公務員特例法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木内キヤウ　高良　とみ
岩間　正男　河崎　ナツ
山本　勇造　三島　通陽
梅津　錦一　堀越　儀郎
河野　正夫　鈴木　憲一

要領書

一、委員会の決定の理由

國立学校の学長、校長及び教員等については、國家公務員法附則第十三條に基いて、その任免等に関して國家公務員法の特例を定めるとともに、教育委員会法の発足に伴い、教育委員会の下に立つに至つた公立学校の学長、校長及び教員等並びに教育委員会の教育長等について、その任免等に関する規定を設ける必要がある。

本法案はこれ等の理由に基いて提案されたものであつて、國家公務員法に対する特例の主要なものは、採用及び昇任の方法について、競争試験によらず、適正な選考によつたこと、國家公務員法の規定する教育訓練を更に拡充してその研修について明示したこと、大学の教員の人事に関して大学の自治を尊重したこと等の諸点に存する。

政府提出原案に対して参議院は、二箇條について修正を加えた。

本委員会は、法案の要旨を大体において妥当なものとし、唯、法案の財政的裏付について当局に万全の配慮を要望して、参議院修正案を多数を以て可決した。

一、事件の利害得失

一般公務員に対し、教育公務員の任免研修等について、妥当な措置をとることができる。

一、本法施行のためには、その趣旨徹底のための講習会費約五十万円の外、別に費用を要しない。

審査報告書

新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國会の確認を求めるの件

右多数をもつて無修正で継続を確認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十三年十二月十三日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高良　とみ　河野　正夫
鈴木　憲一　山本　勇造
堀越　儀郎　小野　光洋

要領書

一、委員会決定の理由

委員会は用紙割当を統制する必要と現在の割当制度の一應の妥当制を認め新聞出版用紙割当事務廳設置法を無修正で継続することを多数を以て議決した。

審査報告書

特別職の職員の俸給等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十三日

参議院議長松平恒雄殿

大蔵委員長　櫻内　辰郎

多数意見者署名

黒田　英雄　九鬼紋十郎
小宮山常吉　高橋龍太郎
松嶋　喜作　木内　四郎
池井賢太郎　伊藤　保平
木村禧八郎

要領書

一、委員会の決定の理由

内閣総理大臣等の認証官に適用されている法律を廃止し、特別の規定ある者を除き特別職にある者の俸給等について一本の法律を制定しようとするものであつて、特別職の特殊性、一般職との權衡上適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

最近の経済事情にかんがみ、特別職にある者の困難なる生活事情を緩和する利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、四百余万円の見込である。

審査報告書

國会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十四日

議院運営委員長　村上　義一

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中村　正雄　小川　久義
佐々木良作　大隈　信幸
川村　松助　堀末治
高田　寛　梅原　眞隆
松本治一郎　門屋　盛一
城　義臣　河野　正夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現下の経済事情に鑑み、各議院の議長、副議長及び議員の歳費並びにこれらの秘書の給

料を増額しようとするのであつて、妥当な措置である。

二、事件の利害得失

國会の円滑且つ能率的な運営に寄與するの利益がある。

三、費用

この法律施行のため、本年度に要する予算額は、四千五百八十七万八千円である。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十四日

法務委員長　伊藤　修

參議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

遠山　丙市　齋　武雄
大野　幸一　岩木　哲夫
宮城タマヨ　深川タマエ
星野　芳樹　來島　琢道
鈴木　安孝　岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本案の内容は裁判官の報酬を増額せんとするものであるが一般官吏については数日前國会に昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案及び特別職の職員の俸給等に関する法律案が提出され、その俸給月額は昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の別表に掲げる俸給月額に対しては十三割二分、又政府職員の新給與実施に関する法律に定める別表の俸給月額に対しては平均十七割二分の割合に、又内閣総理大臣等の認証官の俸給月額は内閣総理大臣等の俸給等に関する法律に定める俸給月額の十六割となつているので裁判官に対してもこれに倣つてその報酬を増額することを必要と認め、その第一條は裁判官の報酬を、裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める報酬に比しそれぞれ認証官たるものに対しては十六割、その他のものについては約十七割に相当する金額に増額するように別表を改め、新たに簡易裁判所判事に対しても特にその地位に老練且つ優秀なる人材を得る必要上、特別のものに限り別表に掲げる月額以上の報酬を支給し得ることを定め、又附則はこの法律の施行及び適用の期日、その他の経過的規定を定め、この法律案の成立によりその存在理由を失うべき昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律を廃止することを定めたものであつて、現下の経済事情に鑑み、適切なる立法である。

一、事件の利害得失

現下の経済事情に鑑み裁判官の生活を緩和し、司法事務の運営を円滑にする利益がある。

一、費用

本案施行に関しては一億二百十四万五千円（但し三ヶ月分）の経費を要する。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十三年十二月十四日

法務委員長　伊藤　修

參議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

遠山　丙市　大野　幸一
齋　武雄　宮城タマヨ
星野　芳樹　岩木　哲夫
來馬　琢道　鈴木　安孝
深川タマエ　岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本案の内容は検察官の俸給月額を増額せんとするものであるが、一般官吏についても数日前國会に昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案及び特別職の職員の俸給等に関する法律案が提出され、その俸給月額は昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の別表に掲げる俸給月額に対しては十三割二分、又政府職員の新給與実施に関する法律に定める別表の俸給月額に対しては平均十七割二分の割合に、又内閣総理大臣等の認証官の俸給月額は内閣総理大臣の俸給等に関する法律に定める俸給月額の十六割となつているので検察官に対しても、これに倣い、その俸給月額を増額することを必要と認め、その第一條は検察官の俸給月額を検察官の俸給等に関する法律の別表に定める俸給月額に比し、それぞれ認証官たるものに対しては十六割、その他については約十七割に相当する金額に増額するように別表を改め、又從前検察官の俸給等に関する法律第九條の規定により検事について特別なものに限り認めていた俸給月額も同様増額し、又副検事に対しても特にその地位に老練且つ優秀な人材を得る必要上特別の場に限り別表に掲げる月額以上の俸給月額を支給し得ることを定め、又附則はこの法律の施行及び適用の期日、その他の経過規定を定め、なおこの法律案の成立によりその存在理由を失うべき昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律を廃止することを定めたことは現下の経済事情に適した処置と認める。

一、事件の利害得失

現下の経済事情にかんがみ、検察官の生活を緩和し、検察事務の運営を円滑にする利益がある。

一、費用

本案施行に関しては、三千三百四十四万三百五十四円の経費を必要とする。但し増額五ヶ月分を含む。

審査報告書

罰金等臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月十四日

法務委員長　伊藤　修

參議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

遠山　丙市　齋　武雄
大野　幸一　宮城タマヨ
星野　芳樹　岩木　哲夫
深川タマエ　松村眞一郎
鈴木　安孝　岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は経済事情の変動に伴う暫定的処置として罰金及び科料の額等に関し、特例を定め、罰金の最低額を千円とし、多額は刑法外二法律について五十倍、その他のものは最低額は一千円、多額は二千円未満のものだけ二千円に引上げその余りは暫く据置き、科料は五円以上千円未満とし、右引上に伴つて執行猶予、略式命令をなしうる限度勾留逮捕の制限に関する金額をある程度高める等の処置を規定したもので止むを得ない立法である。

一、事件の利害得失

刑罰の権威を高め、犯罪の一般的予防に資する利益がある。

一、費用

本法の施行には別段の費用を必要としない。

○第十六号参照

経済安定委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十九号　家庭用石炭並びに公用石炭の特別價格設定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十三日

経済安定委員長　佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

家庭用石炭並びに公用石炭の特別價格設定に関する請願

第十九号　北海道空知郡栗沢村清眞布　山田利忠提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十三日

経済安定委員長　佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

家庭用石炭並びに公用石炭の特別價格設定に関する請願

請願者　北海道空知郡栗沢村清眞布　山田利忠

右の請願は寒冷地における暖房用石炭は生活必需物資で厳冬期間中少くとも一戸平均四トンの石炭を必要とするにも拘らず、今夏の價格改訂に際し、無謀な價格引上を一律に行われ、寒冷地住民の負担に堪えない所で、今夏來の價格補償の要望に対し、政府は僅かに二トン二分に対して九百七十円の價格補償を実施されたのみであるが、暖房用石炭の需要が恒久的である点に鑑み、昭和二十四年度において家庭用及び官公用石炭に対して一般價格の半額以下の特別價格を設定されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は價格政策上充分検討を行い継続的な價格補償等適宜な措置によつて鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

○第十七号参照

審査報告書

砂糖消費税法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月二十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高瀬荘太郎　九鬼紋十郎
小林米三郎　油井賢太郎
小宮山常吉　小川　友三
黒田　英雄　松嶋　喜作
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

輸入砂糖は主要食糧として配給されていたので砂糖消費税を課さないことにしていたが、今回右配給の停止に伴いこれに砂糖消費税を課することとし、砂糖に対する砂糖消費税の税率及びサッカリン、ズルチンに対する物品税の税率を引き下げようというので適当な措置と認める。

二、本件の利害得失

本改正によつて砂糖消費税において約三十億円の増収が見込まれ、現下の財政需要に應ぜしむる利益がある。

三、費用

この法律の施行によつて約三十億円の増收となる。

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五十二号　國立病院、療養所職員の待遇改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十八日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第四号

國立病院、療養所職員の待遇改善に関する請願

第五十二号　東京都中野区新井町五一四全日本國立医療労働組合

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十八日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

國立病院、療養所職員の待遇改善に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五一四全日本國立医療労働組合内　堀江信二郎

右の請願は終戦後二箇年の間、國立病院、國立療養所は、整備拡充に努力してきたが、時局下医療を必要とする國民の増加にもかかわらず、職員の離職者は増加の一途をたどつているので、國立病院、療養所の前途は自然消滅が予想される状態にある。このようにしてわが國最大の医療機関を衰微させることは遺憾にたえないから、衛生技術官の待遇改善、特殊勤務地手当の支給、並びに超過勤務手当の実動による支給等、職員の待遇改善に対する適正な取り計いを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

商工委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五十七号　山形縣新庄地区電力増配に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十八日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

商工委員会請願特別報告第二号

山形縣新庄地区電力増配に関する請願

第五十七号　山形縣最上郡新庄町長　松田久蔵外一名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十八日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

山形縣新庄地区電力増配に関する請願

請願者　山形縣最上郡新庄町長　松田久蔵外一名

右の請願は山形縣新庄地区は、冬期積雪のため、十一月末から翌年四月まで防雪用の雪囲いを必要とするので、晝間でも暗く屋内の仕事はできず、更に電線故障による停電のため、所定の電力貫すら配当されないので、電燈が暗く、視力を損もうする結果をきたしており、工場能率も低下している現状であるから、積雪地方の特殊事情にかんがみ、民家における終日の電力使用と、工場における特別配当とを取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

商工委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九号　九州地方の電力確保並びに電氣事業再編の陳情

第二十号　天然ガス開発資金助成に関する陳情

第二十七号　中小企業振興に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十八日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

商工委員会陳情特別報告第二号

九州地方の電力確保並びに電氣事業再編の陳情

第九号　宮崎縣議会議長　甲斐善平提出

天然ガス開発資金助成に関する陳情

第二十号　東京都中央区築地一ノ五大多喜天然ガス株式会社取締役会長　林逸賢一郎外一名提出

中小企業振興に関する陳情

第二十七号　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内商工協同組合中央会内　豊田雅孝提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十八日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

九州地方の電力確保並びに電氣事業再編の陳情

陳情者　宮崎縣議会議長　甲斐善平

右の陳情は九州地方の電力不足を解決するため、水力、火力両発電所の開発整備、中國九州間送電幹線の完備、電力需給配分の適正化及び発送電、配電両事業の縣有縣営を謳める立法措置等を講ぜられて、電氣事業の公益性を発揮させて、産業の振興、地方民の福祉増進等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、電氣事業の縣有縣営問題については今後なお研究を要するが、その他については願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天然ガス開発資金助成に関する陳情

陳情者　東京都中央区築地一ノ五大多喜天然ガス株式会社取締役会長　林逸賢一郎外一名

右の陳情は

わが國の燃料問題を考えるとき、天然ガスは、現下の窮屈な國家経済のわく内においては、最効率的燃料鉱業であるが、これの開発には、多額の固定資本の投下が不可欠であつて、昨今のように、インフレ事情の下においては、一会社、一企業の独力のみをもつてしては、到底、所期の目的を達することが困難であるから、本事業に対し補助金の交付、その他資金の斡旋等の助成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業振興に関する陳情

陳情者　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内商工協同組合中央会内　豊田雅孝

右の陳情は

中小企業者は日本経済再建の中核であるにもかかわらず、極端な資金のひつ迫と不当なる税の重圧と更に資材の窮迫とにより破滅の途に追いこまれているから、取引高税の即時廃止と不当課税の是正、統制の大幅撤廃と自由競争の促進、行政機構の撤底的整理縮少による國民負担の軽減

並びに金融の拡充強化と中小企業行政の一元化等を急速に実現せられたい旨の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

○第十八号参照

地方行政委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四十七号　地方税法第七條の改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会請願特別報告第二号

地方税法第七條の改正に関する請願

第四十七号　宮崎縣議会議長　甲斐善平提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

地方税法第七條の改正に関する請願

請願者　宮崎縣議会議長　甲斐善平

右の請願は

地方税法第七條によると、二以上の府縣に事務所を有して事業を経営するものに対する事業税の賦課決定は、主たる事務所の所在地の府縣知事が決定することになつているが、他地方における事業の所得額が明確に調査できず、賦課の決定或は、異議申立等の手続が繁雑で、敬税、納税の事務の遅延をきたしているから、これが運用改善のため適正な改正を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は課税標準たるべき所得金額の決定が甚だしく遅延することを防止することは「インフレ」の時局下特に必要であるから年度経過後一定の期間を定めて、この期間内に所得金額の総額を決定せしめる必要があるとの見地より願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十五号　地方自治法中一部改正に関する陳情

第十七号　災害復旧費國庫補助に関する陳情

第二十二号　地方財政法第十九條改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

地方自治法中一部改正に関する陳情

第十五号　東京都議会議長　石原永明外九名提出

災害復旧費國庫補助に関する陳情

第十七号　東京都議会議長　石原永明外九名提出

地方財政法第十九條改正に関する陳情

第二十二号　鳥取縣議会議長　中田吉雄提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

地方自治法中一部改正に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明外九名

右の陳情は

今回地方自治法の改正により、普通地方公共團体の分担金を徴收する條例は、その團体の議会または常任委員会において予め公聴会を開き、利害関係者または学識経験者の意見をきかなければ改正することができず、更に公聴会開催の二十日前までに日時その他の要件を公表しなければならないことを規定しているが、法規上における議会常任委員会等の運営よりみるとき條例の実施まで相当日数を要し、施行上支障をきたす恐があるから、議会閉会中においても常任委員会を開会しうるように地方自治法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧費國庫補助に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明外九名

右の陳情は

地方團体は連年の災害のため、復旧費が著しく多額に上り、この負担は地方財政に破局的打撃を與える実情にあるから、被害の甚大な都縣に対して、高率の國庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政法第十九條改正に関する陳情

陳情者　鳥取縣議会議長　中田吉雄

右の陳情は

地方財政の健全性を確保する目的で、本年七月制定された地方財政法は、國の施策においてその運営の適正を欠くため、地方財政を圧迫してその円滑なる運営を阻害しているから、本法第十九條に「前二項の場合その支出が遅れた場合はその日数に應じ金利を附加して支出しなければならない」の一項を加えるよう、改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十九号　奈良市廳舎建設敷地に関する請願

第四十四号　教育用品金融金庫創設に関する請願

第四十六号　美術品の課税に関する請願

第五十一号　清涼飲料税法第七條中改正に関する請願

第六十九号　農村工業農業協同組合連合会に対し旧第二海軍燃料しよう施設使用許可の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

大蔵委員会請願特別報告第二号

奈良市廳舎建設敷地に関する請願

第三十九号　奈良市長　片岡安太郎提出

教育用品金融金庫創設に関する請願

第四十四号　東京都千代田区霞ヶ関三ノ二文部省教育施設局内全國教育用品協会内　高瀬荘太郎提出

美術品の課税に関する請願

第四十六号　東京都港区芝新橋七ノ一二　齋藤利助外三名提出

清涼飲料税法第七條中改正に関する請願

第五十一号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四清涼飲料水税改廃期成同盟会内　西田儀八外十二名提出

農村工業農業協同組合連合会に対し旧第一海軍燃料しよう施設使用許可の請願

第六十九号　神奈川縣大船町農村工業農業協同組合連合会会長　青沢正太郎提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

奈良市廳舎建設敷地に関する請願

請願者　奈良市長　片岡安太郎

右の請願は

去る十一月一日の火災により奈良市役所廳舎が全焼したので、市行政事務の遂行に支障をきたし、市民の輿論として市廳舎の早急建設が叫ばれている。この復興再建に関し従前の位置に建設することは、諸公共機関収容の点等よりみて不適当であるから、諸官廳間相互の連絡に便利な市内の中心部であるから旧武徳殿前の地帯に位置することが、風致上からもよくまた建築様式を考慮することにより、大奈良市建設計画の一歩をふみ出すこととなり、市政運営上有意義であるから、当該土地を本市に拂下または貸與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育用品金融金庫創設に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関三ノ二文部省教育施設局内全國教育用品協会内　高瀬荘太郎

右の請願は

教育用品生産業に対する資金融資順位は丙種であるので、資金の運用が困難で、廉價な製品の生産配給に多くの支障を生じ、教育上に及ぼす影響も大きいから、教育振興の基盤として、教育用品金融金庫（仮称）を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、教育の重要性にかんがみ、願意の趣旨は大体妥当にして更に充分考慮研究を要するものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが研究とその実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

美術品の課税に関する請願

請願者　東京都港区芝新橋七ノ一二　齋藤利助外三名

右の請願は

わが國の古美術品は千数百年來の文化の傳統を誇るもので海外各國からも重要視されているが、價格の高騰と課税の加重のため次第に散失して、遂には貴重な文化財を失う虞があるから、保有保護対策として課税方法の更正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清涼飲料税法第七條中改正に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四清涼飲料水税改廃期成同盟会内　西田儀八外十二名

右の請願は

購買力の減退により移出した清涼飲料の税金を翌月末日までに納付することには金融ひつ迫の今日困難であるから酒税にならつて、清涼飲料税法第七條に税額相当の担保を提供した際は、一箇月以内税金の徴收を猶予することができる旨の條項を追加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農村工業農業協同組合連合会に対し旧第一海軍燃料しよう施設使用許可の請願

請願者　神奈川縣大船町農村工業農業協同組合連合会会長　青沢正太郎

右の請願は

わが國農業界に科学的技術を採用して、農業資源の高度利用を図り、農業必需物資の生産に関する研究等を目的として、横浜市戸塚区所在の旧海軍燃料しようの施設を使用して設立された全國農業会農業科学研究所は現在有数の民間研究機関として幾多の業績をおさめているから、研究継続のため、同会の解散によつて業務を継承している農村工業農業協同組合連合会に対して、同施設中賠償に関係のない建物施設の使用を引続いて許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十六号　取引高税廃止に関する陳情

第二十九号　製塩業の危機打開対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

大蔵委員会陳情特別報告第二号

取引高税廃止に関する陳情

第十六号　東京都議会議長　石原永明外九名提出

製塩業の危機打開対策に関する陳情

第二十九号　香川縣坂出市議会議長　岩瀬亀之進提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

取引高税廃止に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明外九名

右の陳情は

政府は建全財政確立のため取引高税を実施したが、この結果は國民大衆の反感の声となつているから、これを撤廃せられたいとの趣旨であつて参

議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

製塩業の危機打開対策に関する陳情

陳情者　香川縣坂出市議会議長　岩瀬亀之進

右の陳情は

坂出市の製塩業は全國第一位の生産額を誇り、塩田は市の基本産業となつていたが、今回政府の指令により、塩の加算賠償金の撤廃天日製塩施設國庫補助額の大幅削減続いて納付停止等の措置によつて事実上生産停止に至つたので、あらゆる面において市民は甚大な影響をこうむつているから、その打開策として、基本塩賠償価格以外に加算賠償価格の適用、使用燃料に基く賠償価格の改訂並びに事業休止に伴う雑費の交付等の施策を実現せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十六号　漁船保険に関する請願

第五十号　こんぶの自由出荷並びに自由配給の請願

第六十七号　漁船修理費、資材購入費等の融資に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月二十日

水産委員長　木下　辰雄

參議院議長松平恒雄殿

水産委員会請願特別報告第二号

漁船保険に関する請願

第三十六号　高知縣高知市中島町一一五　高知縣鰹鮪漁船保険組合組合長理事　堀部虎猪

提出

こんぶの自由出荷並びに自由配給の請願

第五十号　東京都中央区築地五ノ一中央卸賣市場本館二階日本こんぶ菜会内　高野源蔵外三名提出

漁船修理費、資材購入費等の融資に関する請願

第六十七号　東京都千代田区丸ノ内二ノ二日本遠洋底曳網漁業協会内　小林小一郎提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月二十日

水産委員長　木下　辰雄

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

漁船保険に関する請願

請願者　高知縣高知市中島町一一五　高知縣鰹鮪漁船保険組合組合長理事　堀部虎猪

右の請願は

従来漁船保険は単独企業の危険をおかしながら不時の欠損をカバーする陣立ができていないため、戦後漁船保険事業は赤字続出し、保険金の支拂はおくれ、保険料、物価の値上り等のため、漁業者は困わくの実状にある。その上今次つくられた漁船保険は何等み力のないもので、前途は憂慮すべきものがあるから、未拂再保険金支拂、漁船保険組合に補助金の交付等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

こんぶの自由出荷並びに自由配給の請願

請願者　東京都中央区築地五ノ一中央卸賣市場本館二階日本こんぶ菜会内　高野源蔵外三名

右の請願は

こんぶの統制撤廃が延引されることは、現下食糧事情緩和に影響を及ぼし、ことにこんぶの特性上最大需要期である今日、現状を持続することは、業者に不安を與えるから、積極的打開策として産地における自由出荷、並びに消費地における自由配給の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船修理費、資材購入費等の融資に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ二日本遠洋底曳網漁業協会内　小林小一郎

右の請願は

関西以西の大都市に入荷する鮮魚の五割以上を供給する遠洋底ひき網漁業は、現在総司令部の指示によつて区域の制限を受けているため、いちじるしく漁獲高が減少して、業者は七、八月の休漁期の漁船の定期修理費の割当資材の引取費等にも窮乏をきたしているから、これらの資金を復興金庫から融資せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五十九号　恩給受給者に対する融資の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年十二月二十日

内閣委員長　河井　彌八

參議院議長松平恒雄殿

内閣委員会請願特別報告第一号

恩給受給者に対する融資の請願

第五十九号　東京都千代田区神田一橋二ノ九教育会館全國恩給受給者連盟内　片山三男三提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十二月二十日

内閣委員長　河井　彌八

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

恩給受給者に対する融資の請願

請願者　東京都千代田区神田一橋二ノ九教育会館全國恩給受給者連盟内　片山三男三提出

右の請願は

恩給受給者は、本年十月より既得恩給金額の十二倍ないし二十六倍の増額を受けたが、政府予算の関係上、三箇月後の拂いとなり明年でなければ入手し得ない実情であるから、働く能力のない受給者にとつて唯一の金融機関である恩給金庫の機構を充実し、遅くとも本年末までに総額五千万円を限度として、融資をあつ旋せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十二月二十一日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高瀬荘太郎　松嶋　喜作

油井賢太郎　黒田　英雄

小川　友三　波多野　鼎

伊藤　保平　九鬼紋十郎

米倉　龍也

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律は、物價の昂騰、民間給與の上昇等に伴い人事院の勧告に基き、政府職員の給與水準を六千三百七円に引き上げ、勤務時間の延長、地域給審議会及び新給與苦情処理委員会の廃止、その他給與処理に関する諸規定を整備せんとするものであつて適切なる処置と認める。

二、事件の利害得失

最近における政府職員の急迫せる生活事情を緩和する外、給與の処理を適正ならしむる利益がある。

三、費用

この法律施行に伴う経費は、連合軍に使用せらるる職員の分を除き約二百三十二億円である。

参議院会議録第六号正誤

頁	段	行	誤	正
元	一	三六	外ない	外
四一	一	三	労働法	労組法
四一	一	四	調査法	調整法
四二	二	二	計算、方式	計算方式
四六	三	三	更生	更正
四六	四	二四	更生	更正
四七	五	三	生をる	生ずる
四七	四	一〇	おては	おいては

+5-11

定價一部四円五十銭
東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局